

ごあいさつ

本市は、都市の将来像に『「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち』を掲げています。

この都市の将来像の実現に向けて教育行政に求められているニーズは、日々多様化・複雑化しており、教育への期待度・重要度は益々高まっていると認識しています。

こうした中、本市が掲げる「教育立市」の理念のもとに、地域の実情に応じた教育の振興を着実に進めてきました。

新型コロナウイルス感染症の流行により急速に進んだICTの活用にも的確に対応してきました。

これからも目まぐるしく変化する時代にあって、教育の本質を見失うことなく、市民一人ひとりが自分らしく生きることができる都市（まち）の実現を目指し、本市の教育行政を進めてまいります。

この度策定する宮古市教育振興基本計画 2025-2029（平成7年度～令和11年度）は、本市の教育が進むべき方向と目標、そして、これを達成するための教育行政施策を明らかにするものです。

併せて、宮古市総合計画の教育分野の基本施策である「郷土を誇り次代につなぐひとづくり」を推進するための具体的な施策や目標を示すものです。

本市の教育の現状と課題等を分析し、将来を見据え長期的な視野に立った教育振興について、「学校教育の充実」「生涯学習の推進」「スポーツ・レクリエーションの振興」「文化の振興」の4つの施策体系により取り組んでまいります。

今、幸福度や満足度を示す概念として、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいとして捉える「ウェルビーイング」という考えが重視されています。

一人ひとりが多様な幸せを実現するための「日本社会に根ざしたウェルビーイング」の向上と、持続可能な社会の作り手の育成が求められている中、「次代を担う子ども達はみやこの宝」を合言葉に、一層邁進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました宮古市教育振興基本対策審議会委員の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

令和7年3月

宮古市教育委員会

教育長 伊藤 晃二

〔目 次〕

I 序 論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の構成	2

II 総 論

第1章	教育を取り巻く社会の現状と課題	3
第2章	宮古市の教育の現状と課題	7
第3章	施策の基本方向と施策体系	11

III 各 論**第1章 学校教育の充実**

第1節	確かな学力を育む教育の推進	17
第2節	豊かな心を育む教育の推進	18
第3節	健康な体を育む教育の推進	20
第4節	特別支援教育の充実	21
第5節	相談・支援体制の充実	22
第6節	教育環境の充実	24
第7節	学校施設・設備の充実	27

第2章 生涯学習の推進

第1節	推進体制の充実	28
第2節	学習環境の整備	29
第3節	読書まち宮古の推進	30
第4節	学校・家庭・地域の連携と協働	32
第5節	家庭及び青少年の学習活動の支援	33
第6節	成人の学習活動の支援	34
第7節	生涯学習関係活動団体の支援	35

第3章 スポーツ・レクリエーションの振興

第1節	推進体制の充実	36
第2節	活動機会の提供	37
第3節	指導者等の確保・育成	38
第4節	アスリートの育成強化	39
第5節	スポーツ環境の整備	40

第4章 文化の振興

第1節 芸術文化の推進体制の充実	41
第2節 芸術活動の機会の提供	42
第3節 芸術文化の人材育成	43
第4節 活動拠点施設の整備充実	43
第5節 文化財の保存・活用	44

IV 資料編

宮古市教育振興基本計画 主要事業（令和7年度～11年度）	
1 学校教育の充実	46
2 生涯学習の推進	49
3 スポーツ・レクリエーションの振興	52
4 文化の振興	54
宮古市教育振興基本計画 用語集	57
参考資料	
計画策定の経過	67
諮問・答申	68
宮古市教育振興基本対策審議会委員名簿	70
宮古市教育振興基本対策審議会条例	71

I 序 論

1 計画策定の趣旨

宮古市は、宮古市総合計画基本構想 2020-2029（令和2年度～令和11年度）において、本市の目指す都市の将来像を『「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち』としています。

これは、本市の特徴である森・川・海がつながる豊かな自然からの恩恵を受け、人々が交流を通じて多様な産業が結び付き、市民が心の豊かさとゆとりを実感し、自らの個性と能力を発揮していくことのできるまちづくりを進めていこうとする考えを示しています。

本市は、この将来像の実現のため、産業立市と教育立市を最重点施策に位置付けて取り組みを進めています。

教育立市を進めるにあたっては、教育の基本施策に「郷土を誇り次代につなぐひとづくり」を掲げ、郷土の自然や歴史を学び、郷土を愛する気持ちを深め、夢や希望を持ち未来へ歩むひとづくりに取り組んでいます。

宮古市教育委員会では、この教育の基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、宮古市教育振興基本計画 2020-2024（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

この計画期間中は、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受け、本市においても学校・教育現場で様々な制限を余儀なくされました。

そのような状況にあっても、本市は、子どもの健やかな成長を最優先にしながら、市民一人ひとりが生きる力を身に付ける教育を継続して進めてきました。

急激に変化する時代にも対応し、市内小・中学校においては、GIGAスクール構想^{*1}によりデジタルを活用した教育を進めてきました。ICT^{*2}機器やシステム等の環境整備にいち早く対応することによって、「1人1台端末」を活用し、児童生徒の個別最適な学びの充実を図りました。

また、市立図書館においては、電子図書館を導入し、インターネットを通じてパソコンやタブレット、スマートフォン等からいつでもどこでも電子書籍の貸出・閲覧等ができるようになりました。

今後も「生きる力を育む」という教育の本質を見失うことなく、加速する教育分野のデジタルトランスフォーメーション^{*3}の進展に的確に対応し、本市の教育の充実を図ってまいります。

今世界に目を向ければ、地球規模での環境問題や、軍事紛争による国際情勢の不安定化という予測困難な時代^{*4}の象徴ともいえるべき事態が生じています。

我が国においては、少子化・人口減少、格差の固定化と再生産^{*5}が一層深刻化する中で、グローバル化^{*6}の進展など多くの社会課題を抱えています。

このような中で一人ひとりが多様な幸せを実現できる、人間中心の社会「Society 5.0（超スマート社会）^{*7}」の実現には、「持続可能な社会の創り手の育成^{*8}」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上^{*9}」が求められており、教育の果たす役割はますます重要になっています。

新たな宮古市教育振興基本計画 2025-2029（令和7年度～令和11年度）は、こうした社会の変化を念頭に、宮古市総合計画^{*10}基本構想の実現に向けた今後5年間の計画を策定するものです。

I 序論

2 計画の性格

(1) 計画の基本的な方向性

この計画は、本市の教育が進むべき方向と目標、そして、これを達成するための教育行政施策を明らかにするものであり、併せて、「宮古市総合計画」の教育分野の基本施策（分野別施策）である「郷土を誇り次代につなぐひとづくり」を推進するための具体的施策や目標を示すものとします。

国の第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）や岩手県教育振興基本計画2024-2028（令和6年度～令和10年度）との関係については、本市の特性や主体性を確保しつつ、それぞれが有する各種計画と調整を図りながら推進します。

また、この計画の示す方向や施策について、市民、地域、企業、NPO等に対し、連携・協力及び積極的な参加を求めます。

(2) 計画の位置づけ等

ア この計画は、本市の教育分野における中期的な教育の振興のための施策に関する基本計画（教育基本法第17条第2項）として位置づけます。

イ 本市の総合的な行政経営計画である「宮古市総合計画」と連動して教育分野を補完・充実させるものと位置づけます。

ウ 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる宮古市教育大綱^{*11}と整合性を図り、方向性を同一のものとします。

3 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）を最終年度とする5ヶ年計画とします。

4 計画の構成

この計画は、「総論」「各論」及び「資料編」で構成します。

総論においては、教育を取り巻く社会環境の変化や本市の教育の現状と課題等を分析し、将来を見据え長期的視野に立った本市の教育振興の方向とそれを実現するための基本的方策を明らかにします。

各論においては、総論に基づき「学校教育の充実」「生涯学習の推進」「スポーツ・レクリエーションの振興」「文化の振興」の4つの施策体系から教育振興の基本的方策を実現するための具体的な方向及び事務事業を明らかにします。

資料編においては、この計画の総論・各論の実効性を確保するため、計画期間内に重点的に実施する主な事業内容を明らかにします。

また、この計画の点検・評価は、宮古市総合計画に掲げられた事項について実施します。

毎年度、事業内容の進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行うものです。

Ⅱ 総論

第1章 教育を取り巻く社会の現状と課題

計画策定にあたっては、教育を取り巻く現在の社会情勢や将来の展望を十分に踏まえ、本市にふさわしい教育の在り方を具体的に検討し、必要な施策を実行することが求められます。ここでは、計画の背景となる社会の現状と課題について、次のように整理します。

1 人口減少、少子高齢化の一層の進行

日本の総人口は、出生率の低下等により平成20年（2008年）をピークに減少に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所^{*12}の推計によると、宮古市の人口は、令和2年（2020年）に5万369人だったものが、令和17年（2035年）には、1万2,623人（約25%）減少し、3万8千人を切るものと予測しており、本市においても一層の人口減少が進行することが想定されます。（宮古市の直近人口データ：令和6年10月1日現在 4万5,880人）

少子化の進行は、子どもが友達や異年齢集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うような経験をする機会や切磋琢磨する機会の減少を招くこととなります。

これからは、多様な人間関係を学び社会性を育むため、子どもの自立に不可欠な自然体験や社会体験等の機会を充実させ、様々な形で交流の場を設けることがますます重要となってきます。

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや支援、社会全体で子ども・子育てを支えていくという意識を醸成していくことが必要です。

また、超高齢社会^{*13}においては、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を送るために必要な学習や活動の機会を確保していくことが、ますます重要となっています。

2 グローバル化の進展、将来の予測が困難な時代への対応

現在、世界は高度情報化の急速な進展や交通手段の発達等により、人、モノ、情報の国境を越えた交流が頻繁に行われています。

このグローバル化の中では、自国の理解が大切な土台となります。日本の伝統・文化を正しく理解することからはじめ、他国の伝統・文化を学び、相手を尊重する姿勢やコミュニケーション能力を身につけることが求められています。

また、高度情報化やグローバル化により、多様な主体が目まぐるしく広範囲かつ複雑に影響し合い、「将来の予測が困難な時代」にあって、「危機に対応する強靭さ（レジリエンス）^{*14}」を備えた社会の構築が重要な課題となっています。

子どもたちが将来就くことになる職業の在り方についても、技術革新等により大きく変化することになると予測されています。

デジタルトランスフォーメーションや地球温暖化^{*15}と関連して、デジタル人材^{*16}やグリーン（脱炭素）人材^{*17}が不足するとの予測や、AI^{*18}やロボットの発達に

より特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力^{*19}や革新性といった能力が一層求められるとの予測があるなど、働く人に必要なスキルが変容していくことが見通されています。

予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、「持続可能な社会の創り手」という学習指導要領^{*20}前文に定められた目指すべき姿を実現することが求められています。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめるウェルビーイングの考えが重視されるとともに、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会^{*21}の実現に向けた社会的包摂^{*22}が必要とされています。

今後目指すべき未来社会像として、強靱性と持続可能性を備え、全ての人の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての「Society 5.0（超スマート社会）」に向けた教育・人材育成が重要となっています。

3 環境・エネルギー問題への対応

世界各地で、気候変動による猛暑、集中豪雨や超大型台風等の異常気象が頻繁に発生しています。

本市においても、平成28年台風第10号、令和元年東日本台風などにより甚大な被害を受けました。

今後も起こりうる自然災害や気候変動に備えて、環境・エネルギー問題への意識の向上が求められています。

このような状況を市民と共有し、ともに地球温暖化対策に取り組むため、令和2年（2020年）10月に「宮古市気候非常事態宣言^{*23}」を行い、同年11月には、令和32年（2050年）までにCO₂実質排出ゼロを目指す「宮古市2050年ゼロカーボンシティ^{*24}」を表明しました。

また、東日本大震災で電力などの生活に不可欠なエネルギーが断たれた経験を教訓に取り組んできた再生可能エネルギー^{*25}の施策は、「再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環^{*26}の創出による持続可能なまちづくり」を基本目標とし、地域内経済循環の取組の一環として、地域資源を活用した再生可能エネルギー事業による収益を子育てや教育など市民サービスに還元する「宮古市版シュタットバルケ^{*27}」の取り組みを進めています。

地域脱炭素の実現に向けては、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡大、エネルギー利用形態の転換を推進することが必要です。

これら本市の取り組みを着実に推進するため、環境・エネルギー問題に関する意識を醸成するための教育を行う必要があります。

4 子どもの安全と学びの確保

子どもを狙って頻発する犯罪や家庭内での虐待、交通事故、自然災害のほか、最近では、スマートフォンやインターネット等の悪用により子どもが犯罪に巻き込まれる事件、トラブルが急増しており、子どもは、かつてない危険にもさらされています。

このような状況の中で、子どもの安全を確保するためには、学校施設の防犯対策の強化を図るほか、防犯・防災・情報の教育の充実とともに、学校・家庭・地域が一体となった取り組みが求められています。

また、市内小・中学校に通う児童生徒に等しく教育の機会を提供するため、経済的な理由により就学が困難な場合の就学支援や、遠距離通学のための交通手段の確保、障がいや健康上の課題を有する児童生徒への対応など、個々の事情に応じた取り組みを行う必要があります。

市内小・中学校における小規模校では、学校間の連携による児童生徒の交流や集団活動など、児童生徒の教育環境の充実を図る取り組みが求められています。

子どもの学びを応援し支えるため、高校・大学等への進学者のうち、希望する人に奨学資金の貸付を行う「宮古市奨学資金貸付制度」を引き続き行う必要があります。

5 ライフスタイルの多様化、リカレント教育

現在、「イノベーション人材^{*28}」をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘されており、社会人の学び直しのためのリカレント教育^{*29}、とりわけリスキリング教育^{*30}の重要性が高まっています。

また、余暇時間の活用や退職した世代の増加等を背景に、人々のライフスタイルや社会環境の変化による価値観が多様化している状況を踏まえ、多彩な趣味、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動等への意欲を持つ人への支援、学習環境の充実が必要となっています。

人生100年時代^{*31}において、年齢にかかわらず全ての人が豊かな人生を送るため、生涯を通じてそれぞれのライフステージにおけるニーズに応じた学習をできるようにすることが重要となっています。

6 東日本大震災・大津波、平成28年及び令和元年の台風からの教訓

東日本大震災・大津波、平成28年台風第10号及び令和元年東日本台風により、本市は大きな被害を受けましたが、被災直後から国内外の方々に多くの支援をいただきながら、市民が一丸となってまちの復旧・復興に取り組んできました。

子どもも避難所運営の手伝いやボランティア活動に取り組むなど、復旧・復興に大きな力を発揮しました。

一方、被災後の取り組みとして、被災した子どもをはじめ震災などの影響を受けた方々への心のケア、家族や家屋を失った子どもの就学支援や市独自の教育支援金の支給等についても継続して行ってきました。

近年、全国各地で相次いで発生している自然災害においても、心のケア、学習支

II 総論

援、復興を支える人材の育成や地域の再生などが求められています。

これまでの取り組みを一過性のものとせず、安全安心な地域社会を築き上げるため、今後もこの経験と教訓を次の世代にしっかりと伝承し、市内外に発信していく必要があります。

7 地方教育行政の推進

地方教育行政の推進にあたっては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成 27 年度に改正され、10 年が経過しました。

この間、多様化・複雑化する教育課題にあたっては、教育委員会と児童福祉や子育てを担当する市長部局との連携・協働により効果的に対応することが求められてきました。

幼児期から高校卒業までの切れ目ない総合的な支援を実施していくため、様々な部局間での認識の共有がますます重要となってきています。

また、小規模自治体間連携として、近隣の市町村教育委員会等との連携を含めた一層の取り組みが必要とされています。

「総合教育会議^{*32}」においては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保し、市民の皆様の期待に応える教育行政が推進されるよう、市長部局と連携して真摯に取り組んでいく必要があります。



総合教育会議

第2章 宮古市の教育の現状と課題

1 学校教育の充実

今日の子どもは、物質的な豊かさや便利さとともに、グローバル化や高度情報化の進展、急速な技術革新、深刻な環境問題や人口減少、少子高齢化等、将来の予測が困難な時代の中で生活しています。さらには、新型コロナウイルス感染症の流行によって、新しい生活様式が定着し、学校行事の見直しが進むとともに、社会全体のデジタル化が加速し、「1人1台端末」の活用が進められています。児童生徒一人ひとりの情報活用能力を向上させるとともに、情報モラル^{※33}の指導を徹底し、教育分野におけるデジタルトランスフォーメーションを推進する必要があります。

一方、東日本大震災、平成28年台風第10号及び令和元年東日本台風などにより、精神的に不安定な児童生徒は一定数おり、心のケアを続けていく必要があります。あわせて、これまでの復興教育を通して学んだものを引き継ぐとともに、防災の視点を重視してさらに復興教育に取り組み、命の尊さ、自助及び共助の大切さを学ぶ必要があります。

このような状況において、児童生徒の「生きる力」を育み健やかな成長を促すためには、知・徳・体にわたる「生きる力」をより具現化し、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を、バランスよく身に付けさせていくことが求められています。

また、従来の特別支援教育^{※34}の枠では捉えきれない児童生徒の増加や不登校やいじめ等への適切な対応、地域の間人関係や連帯感の希薄化、学校の小規模校化や施設の老朽化等の多様な課題に、きめ細かに対応することが求められています。

さらに、急増するSNS^{※35}の利用による悪質な犯罪や虐待、交通事故、自然災害等に対処するため、児童生徒の安全・安心な生活を確保することも求められています。

そのためには、教職員の指導力向上や学校体制の充実のほか、教育環境の整備を進めるとともに、学校、家庭、地域の役割と責任を改めて認識しながら、連携していく必要があります。

2 生涯学習の推進

あらゆる人が生涯にわたっていつでも自由に学習機会を選択でき、学習で得た知識や技能等が成果として適切に地域の発展や社会参加活動に生かされる生涯学習社会の実現のためには、生涯学習環境の充実が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、社会全体のデジタル化が加速しました。オンライン学習やデジタルコンテンツの提供など新たな学びのニーズに対応する必要があります。

地域コミュニティが減少し、コミュニティ意識の希薄化が進行しています。地域の課題解決や身近な学びの基盤として、コミュニティにおける学びの場の充実が求められていることから、市民の学習活動を支援する生涯学習ボランティアやリーダー等の人材の確保・育成が必要です。

共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われにくくなっています。また、コロナ禍を経て人間関係の築き方や生活環境に悩みや不安を抱える保護者が増加するなど、家庭や地域の子育て力が低下する傾向にあります。社会全体で子どもの社会性や自立心等の育ちをめぐる課題に向き合い、親子の育ちを支えていくことが求められています。

老朽化した社会教育関連施設については、宮古市公共施設再配置計画（実施計画）^{※36}に基づき、計画的な改修などに取り組む必要があります。

本市ではこれまで子どもの健やかな成長を促すための家庭教育に関する支援をはじめとして、心豊かなひとづくりや住民の生きがいづくりを目的に各世代に応じた各種講座を開催するなど、様々な学習の機会を提供してきました。今後においても、関係機関・団体との連携・協働による生涯学習推進体制の充実や、社会教育関連施設間のネットワークを活用した生涯学習の普及奨励に努める等、全ての市民の主体的な学習活動や社会参加活動の促進を図る必要があります。また、家庭教育及び社会教育の担う役割は大きいことから、学校、家庭、地域社会や社会教育団体との連携・協力を促進する必要があります。

3 スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションにおいては、個々のライフスタイルの変化に伴い、各世代のニーズも多様化しています。若者層では、スケートボードやブレイクダンスなどがスポーツ競技としてオリンピックに採用されるなどスポーツの概念が広がりを見せています。また、中高年層を中心に健康寿命の延伸への取り組みとして、ウォーキングやシルバーリハビリ体操^{※37}などが行われています。各世代で豊かな生活を営むうえで、スポーツ・レクリエーションは欠かせないものとなっています。

スポーツは「する」楽しさ以外にも、人と人との交流、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感を醸成するとともに、スポーツを「みる」楽しさやボランティアとして「ささえる」楽しさを享受することが、地域社会の活力につながります。

合宿誘致等を行うスポーツツーリズム^{※38}は、県内外の団体がスポーツ合宿で市内のスポーツ施設を利用しており、スポーツを通じた交流人口の拡大に寄与しています。

これまで、スポーツ・レクリエーション活動の普及を図るため市民総合体育大会や各種スポーツ教室、レクリエーション大会等を開催し市民のスポーツ・レクリエーション振興を図ってきました。今後も、多様なニーズに対応するため、関係機関・団体等との連携・協力とライフステージに応じたスポーツに親しめる機会の提供が必要です。

令和4年（2022年）12月の国のガイドラインで令和5年度（2023年度）以降、中学校の休日の部活動を段階的に地域へ移行^{※39}していくことが示されました。自治体ごとに状況が異なることから、それぞれの地域の実情に合わせた、学校、地域、競技団体と連携した取り組みが必要です。

競技スポーツにおいては、アスリートの強化育成や全国大会などで活躍する人材の育成を目的に、指導者の招へいや大会参加への支援を行っています。競技力の向上のためには、指導者の確保・育成が求められています。

スポーツ施設の老朽化が進んでおり、宮古市公共施設再配置計画（実施計画）に基づき、計画的に改修などに取り組む必要があります。

4 文化の振興

本市は、音楽や演劇、絵画など、幅広い分野の芸術文化の推進と縄文時代から現代まで連綿と続き守り伝えられてきた文化財の保護について、様々な取り組みを進めてきています。

芸術文化は、多様化するニーズにより新たな芸術文化が次々と生み出されています。変化する環境の中、地域の芸術家を中心に芸術文化の次代を担う人材の育成活動が行われており、全国大会で優秀な成績を収める児童生徒が現れるなど、若い世代の活躍が見られます。

一方で、長年続けてきた芸術文化団体の中には、参加者の高齢化により、活動が困難な状況にある団体があり、その対応が求められています。

スポーツと同様に、芸術文化においても、令和4年（2022年）12月の国のガイドラインで令和5年度（2023年度）以降、中学校の休日の部活動を段階的に地域へ移行していくことが示されました。自治体ごとに状況が異なることから、それぞれの地域の実情に合わせた、学校、地域、芸術文化団体と連携した取り組みが必要です。

また、東日本大震災以降、コンサートや各種催しなどの開催により支援をいただいている団体とのつながりを今後も大切にしていく必要があります。

本市の芸術文化活動の拠点施設である市民文化会館の老朽化が進んでおり、宮古市公共施設再配置計画（実施計画）に基づき、計画的に改修などに取り組む必要があります。

文化財は、国指定名勝「浄土ヶ浜」や国指定重要無形民俗文化財「黒森神楽」、国指定史跡「崎山貝塚」、国指定重要有形民俗文化財「北上山地川井村の山村生産用具コレクション」をはじめ、令和6年（2024年）10月時点で127件の文化財が指定・登録されています。

近年、維持管理が困難になった神社や石碑、空き家の解体による古文書史料や民具の保存に関する相談が増加しており、地域の歴史文化の継承が危ぶまれています。

また、民俗芸能は、担い手不足により活動を休止せざるを得ない団体があります。

手作りで道具を制作し使用した経験者は高齢になっており、技術を次代に伝承するため早急な調査が必要です。

こうした現状を踏まえ、令和6年（2024年）7月に文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランを兼ねる「宮古市文化財保存活用地域計画^{*40}」を策定しました。

この計画に基づき、「地域総がかり」で文化財を守り、活かし、伝える体制を構築し、文化財の継承を図っていく必要があります。

第3章 施策の基本方向と施策体系

1 学校教育の充実

(1) 確かな学力を育む教育の推進

資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指すために、「子どもがどのように学ぶか」を視点とし、幼保小連携や小中連携を図りながら、「子どもを主語にした学び」の実現に取り組みます。

また、ICT機器の効果的な活用を通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させながら、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつなげます。

児童生徒の基礎的・基本的な内容の確実な習得を目指すとともに、学習習慣の確立を図ります。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

友好都市等交流事業において、児童生徒間の交流を深め、郷土が育んできた伝統や文化を大切に作る心の育成と今後のまちづくりに参画する意識を醸成します。また、国際理解教育の充実を図りながら、コミュニケーション能力の向上や異なる国や地域について尊重する態度を育みます。

復興教育を中心として、災害で得た学びを生かした教育により、児童生徒の自発的、主体的な学習ができるよう支援しながら、復興・発展を支える人づくりを推進し、「ふるさと宮古」に誇りを持つことができるよう指導の充実を図ります。

「1人1台端末」の積極的な活用を推進するとともに、情報モラルの指導を徹底し、インターネット社会に適切に対応できる力を育みます。

学校図書の充実や学校図書館支援員の配置により、学校の読書活動及び読書指導を推進し、児童生徒の豊かな知性や感性等を育みます。

児童生徒の発達段階に応じた見学や体験活動をはじめとした取り組みによるキャリア教育^{*41}の推進を図ります。また、環境問題、エネルギー問題に対する理解を深めながら環境・エネルギー教育の充実を図ります。

(3) 健康な体を育む教育の推進

児童生徒の体力向上のため、一人ひとりの発育状況を見極めながら、学校での教育活動全体を通じて、児童生徒が積極的に運動に取り組むことができる教育環境づくりを進めます。体力向上に有効な部活動の地域移行が円滑に進むように学校と連携して取り組みます。

また、肥満や生活習慣病の兆候等、児童生徒の疾患の多様化に対応するため、日常の健康観察を重視し、定期健康診断などによる保健管理の徹底を図るとともに、健康教育及び食育^{*42}、口腔衛生の充実を図ります。

(4) 特別支援教育の充実

障がいがある児童生徒を含めたすべての児童生徒にとってわかりやすい授業づくりのため、いわての「授業ユニバーサルデザイン^{*43}」の視点からの授業改善に取り組みます。

特別支援教育支援員の配置や就学支援相談員の配置により、障がいなどがある児童生徒に対する支援体制の充実を図ります。

個別の教育支援計画の策定を推進し、関係機関と連携しながら児童生徒一人ひとりに応じた支援を行います。

(5) 相談・支援体制の充実

児童生徒の不登校やいじめ等に適切に対処するため、専門的知識を持った相談員や支援員を配置し、東日本大震災、平成28年台風第10号及び令和元年東日本台風後の心のケアも含めた家庭、地域、関係機関との連携による教育相談体制の整備・充実を図ります。

また、児童生徒の実態把握と適切な支援につなげるため、児童生徒や保護者への悩み調査や「心とからだの健康観察^{*44}」、「1人1台端末」を活用したアンケートなどを実施することにより、課題の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

(6) 教育環境の充実

情報化社会に対応するため、導入から5年が経過する「1人1台端末」の機器更新や、端末の十分な利活用に必要な学校のネットワーク改善など、ICT教育環境の整備をさらに推進し、児童生徒一人ひとりの情報活用能力の向上に繋がめます。

コミュニティ・スクール^{*45}を有効に活用し「地域とともにある学校づくり」の推進を図るとともに、保護者や地域の評価を学校運営に生かしていきます。

犯罪や虐待、交通事故、地震・津波等の自然災害から児童生徒の安全を確保するため、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努めます。

経済的な理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対しては、学用品費の給付などの就学支援を行います。遠距離通学する児童及び生徒に対しては、通学時の交通手段の確保を図ります。高校・大学等への進学希望者に対しては、奨学金の無利子貸与による学費の一部支援を実施します。

少子化による学校の小規模化に対応するため、児童生徒の教育環境の改善に応じた学校間連携を積極的に推進していきます。

子育て支援の充実と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、小・中学生の学校給食費完全無償化を継続して実施します。

(7) 学校施設・設備の充実

学校施設を常に健全な状態に維持するため、老朽化が著しい校舎等の改築を計画的に実施します。

児童生徒の安全を守るため、引き続き学校施設の防犯設備を整備するとともに、津波浸水想定区域内^{*46}にある学校施設の移転について検討します。

国際的な地球温暖化対策の取り組みが求められる中、本市においても脱炭素社会の実現に取り組んでおり、学校施設における省エネルギーを進めるため、照明器具のLED化を計画的に実施するほか、校舎のエネルギー効率の向上を図る取り組みを進めます。

2 生涯学習の推進

(1) 推進体制の充実

市民の学習活動に対する関心の多様化や高度化に応えるため、関係機関、団体及び市民等との連携・協働により生涯学習を総合的に推進する「宮古市生涯学習推進本部^{*47}」及び「宮古市生涯学習推進会議^{*48}」を中心として、いつでも、どこでも、だれでも学習できる環境づくりを進めます。

(2) 学習環境の整備

公民館、生涯学習センター、図書館等の社会教育関連施設間の連携を充実させ、市民の学習機会の拡大を図ります。

老朽化した社会教育関連施設については、脱炭素化を念頭に、宮古市公共施設再配置計画（実施計画）に基づき、計画的に改修などを行います。

(3) 読書まち宮古の推進

市民が広い視野と豊かな心を育む読書に親しむまち「読書まち宮古」を推進します。乳幼児期から本に親しむ習慣を育むため、ブックスタート事業や読書ボランティアなどによる読み聞かせ活動の充実を図ります。就学後は読書習慣の形成に向けて成長段階ごとの効果的な取り組みを実施し、成人においては生涯にわたって読書に親しみ自分の世界や知識を広げて心豊かな人生を過ごせるよう、数多くの本との出会いを支援します。

(4) 学校・家庭・地域の連携と協働

「地域とともにある学校」「学校を核とした地域」をつくるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取り組みを推進します。地域の実情に応じた推進体制を構築し、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めます。

(5) 家庭及び青少年の学習活動の支援

家庭、地域の教育力の向上を図るため、子育てなどに関する知識について学習する機会を提供するとともに、子どもの成長に合わせた学習機会の提供や相談体制づくりを進めます。また、主体的に学ぶ人間性と心豊かな青少年を育成するため、自然体験や社会体験などによる交流や学習支援を通して社会全体で子どもを育てる環境づくりに取り組みます。

(6) 成人の学習活動の支援

余暇の充実やキャリア形成等、多様化する市民の学習ニーズに対応するため、生涯を通じて、自分にふさわしい学習を選択できるよう学習機会の提供を行います。また、生涯学習を通じて地域コミュニティの基盤を支え、地域の将来を担う人材の確保・育成を図ります。

(7) 生涯学習関係活動団体の支援

生涯学習活動や地域づくり活動を行うNPOや団体・グループに対して、継続的な活動と団体などの活性化が図られるよう、助言や指導を行います。また、これらの団体などと連携して、多様化する市民の価値観や学習ニーズに対応した学習機会の提供を図ります。

3 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 推進体制の充実

スポーツ関係団体と連携・協力しながら、市広報、ホームページやSNS等での情報発信を行います。

スポーツイベントの開催に伴う参加者や観客との交流の推進や、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大に向けて、大会や合宿の誘致を進めます。

健康増進、ニュースポーツ^{※49}や障がい者スポーツへの関心の高まりに対応するため、連携協定を締結した大学や関係団体・関係機関と協力しながら、スポーツ・レクリエーションの推進体制の充実を図ります。

(2) 活動機会の提供

市民一人ひとりのライフステージに応じた競技会やスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

各種大会、講習会や教室を開催するほか、スポーツ・レクリエーション団体の支援、総合型地域スポーツクラブ^{※50}の育成・充実を図ります。

中学校の休日の部活動の地域移行に向けて、学校、地域、競技団体と連携して取り組みます。

(3) 指導者等の確保・育成

市民の多様化する要望に応えるため、研修事業の充実による指導者の育成を図ります。

指導者の資質向上のため、最新の指導法を学ぶ研修会や講習会等について、県と連携して取り組みます。

スポーツ大会等に関わるボランティアの確保・育成に取り組みます。

(4) アスリートの育成強化

各種目において競技力の向上を図るため、トップチーム、トップアスリートの高度な技術や練習環境に触れる機会を提供します。

各団体がアスリートの育成、競技力向上のために行う講習会や実践指導に対する支援を行います。また、上位大会へ進出したアスリート、チームの大会参加に対する支援を行います。

(5) スポーツ環境の整備

市民がライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、体育施設を適正に維持管理します。

老朽化した体育施設については、脱炭素化を念頭に、宮古市公共施設再配置計画（実施計画）に基づき、計画的に改修などを行います。

4 文化の振興

(1) 芸術文化の推進体制の充実

より活力ある芸術文化活動のため、各団体と連携・協力しながら、芸術文化の推進体制の充実を図ります。

芸術文化を通じ日常の生活を豊かにし、地域の活気や賑わいとなる取り組みを進めます。

(2) 芸術活動の機会の提供

芸術文化団体に対し、意欲的に活動ができるよう継続して支援を行います。創作と発表の循環により芸術活動の活性化を図り、芸術活動の充実と鑑賞機会を提供します。

中学校の休日の部活動の地域移行に向けて、学校、地域、芸術活動団体と連携して取り組みます。

(3) 芸術文化の人材育成

優れた芸術文化を通じ、トップアーティストや地域の芸術文化を担う人材を育成します。

(4) 活動拠点施設の整備充実

市民文化会館は、昭和51年（1976年）11月の開館から48年が経過し、老朽化が進んでいます。芸術文化活動の拠点として市民文化会館を今後も維持し、利用者の安全・安心のため、計画的に改修などを行います。

(5) 文化財の保存・活用

各地域に受け継がれてきた多様な文化財である「地域の宝^{※51}」、民具や古文書史料・絵図などを積極的に調査・収集し、地域の歴史文化を明らかにします。

文化財の所有者等と協力しながら、文化財の適切な保存・管理と有効活用を推進します。

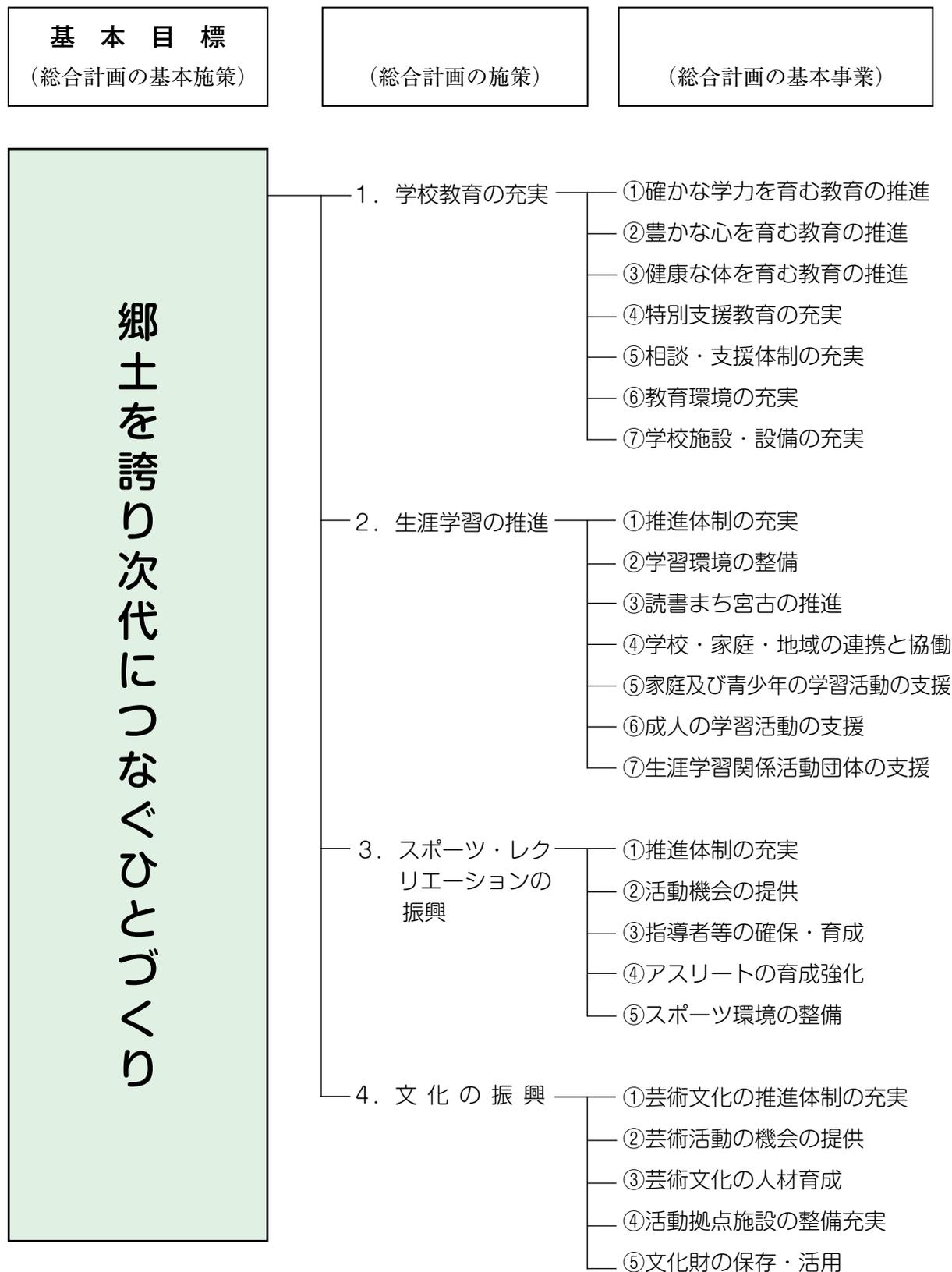
津波災害と豪雨洪水被害等に関して、宮古市総合防災ハザードマップ^{※52}と文化財の分布をリンクさせ、文化財所有者などとの連携により、防災意識の啓発に取り組みます。

重要な文化財に関するデータベース^{※53}を作成し、文化財の情報と魅力を発信することにより、市内外からの交流人口の拡大につなげます。

崎山貝塚縄文の森ミュージアム^{※54}、宮古市埋蔵文化財センター^{※55}、北上山地民俗資料館^{※56}において、企画展示等の充実を図ります。ボランティアや市民団体などと協働しながら、「まつり」行事^{※57}や体験学習・講座を企画し、文化財の活用を推進します。

文化財の保存・活用の取り組みを着実に推進するための組織や体制、支援の仕組み等について検討し、連携体制を構築し担い手育成に取り組みます。

施策の体系



※基本事業を構成する事業を資料編（P46～56）に掲載しています。

III 各論

第1章 学校教育の充実

第1節 確かな学力を育む教育の推進

現状と課題

◎現状

現在の社会は、グローバル化や高度情報化等、様々な地球規模課題など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化しており、将来の予測が困難な状況の中においても、一人ひとりに「確かな学力」を育むことが求められています。

しかし、児童生徒の学力の状況は、諸調査の結果から、読解力や書く力等に課題が見られるとともに、教科によっては、学年が進むにつれ、授業の内容が分かる割合や関心が低くなる傾向にある等、十分に身に付いているとは言えません。

◎課題

教職員の指導力向上に努め、児童生徒一人ひとりの学びの充実に向けた授業改善を推進しながら、社会のニーズや新しい時代に求められる資質・能力を育み、「確かな学力」を身に付けさせていく必要があります。

施策

(1) これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指すために、「教師がどう教えるか」だけではなく、「子どもがどのように学ぶか」を視点とした「子どもを主語とした学び」の充実を図ります。

そのために、「1人1台端末」の利用など、ICT機器の良さを生かしながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていきます。

(2) 学習内容の定着と学びをつなぐ幼保・小・中連携の推進

学習指導要領に示されている内容の定着に向けて、日々の授業や諸調査結果による児童生徒の実態把握や分析をもとに、児童生徒自身の学習状況の見直しや教師の指導改善に生かし、児童生徒の資質・能力の育成につなげます。

また、小学校においては、放課後学習支援員を配置し、基礎的・基本的内容を確実に習得できるようにするとともに、学習習慣の確立を図ります。

生涯にわたり能動的に学び続ける基盤づくりを進めるために、幼稚園・保育所と小学校の連携、小学校と中学校の円滑な接続を重視し、幼児期の教育と義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成します。

(3) 学校ごとにおけるカリキュラム・マネジメントの充実

各学校が学校教育の目標の実現に向け、教育の内容を教科等横断的な視点で設定し、創意工夫を凝らした学習活動を実施するため、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。

第2節 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

◎現状

近年、地域の人間関係や連帯感の希薄化、様々な体験活動の減少等から、社会性の育成が十分でないことが指摘されています。

また、全国においては、いじめ問題を起因として児童生徒の心身の発達に重大な支障が生じたり、尊い命が絶たれたりという事案が生じていることから、「いのちを大切に作る心」や「思いやり」等の倫理観や規範意識を高めることが求められています。

さらに、国際化の急速な進展、地域の文化や伝統の継承者の減少、自尊感情が低いこと、キャリア教育の在り方、環境問題への対応等が重要な問題となっています。

◎課題

ふるさと宮古に誇りをもつ教育と、国際理解教育、キャリア教育の推進を図り、地域の伝統・文化や異文化を理解する資質や態度等を育成するとともに、自尊感情を高める必要があります。

また、道徳教育の改善・充実、ボランティア活動、自然体験活動等の豊かな体験、学校図書館の計画的な利活用による読書活動の充実が必要です。

施策

(1) ふるさと宮古に誇りをもつ子どもの育成

友好都市等交流事業として、沖縄県多良間村、青森県黒石市、秋田県大仙市、北海道室蘭市の児童生徒との交流を行い、自然、伝統、文化などに触れたり、学んだことを広めたりする活動の充実を図ります。

また、地域の環境保全等にかかわる活動やボランティア活動への参加によって、身近な環境やエネルギー問題に対する関心を高めたり、地域の産業・文化・歴史等を学んだりする取り組みを推進します。

これらの取り組みを通して、児童生徒がふるさと宮古の良さを再認識したうえで郷土を愛する心やこれからのまちづくりに参画する意識の醸成を図ります。

(2) 復興教育の充実

東日本大震災、平成28年台風第10号及び令和元年東日本台風で学んだ教訓を生かし、地域教材や地域とのつながりを積極的に活用した復興教育の充実によって、未来の創造に向けて力強く生きていく児童生徒を育みます。



田老の「学ぶ防災ガイド」の説明を聞く児童(復興教育)

また、地域の実情に合わせた防災教育を学校安全計画等に位置付けるとともに、自然災害のみならず、様々な困難な事象への対応に関連付けたり自分事として活用させたりしながら、自分の生き方や在り方を考える取り組みを行っていきます。

(3) 学校図書館の計画的な利活用による読書活動の推進

学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実させ、豊かな心や人間性、創造力等を育成します。

また、学校図書館が、読書活動や読書指導、自主的・自発的かつ協働的な学習活動の支援、情報の収集・選択・活用能力の育成等の機能を十分に果たすよう、学校図書館支援員を配置し、学校図書館の読書環境の整備を進めます。

(4) 国際理解教育の推進

外国語指導助手を有効に活用し、外国語科、外国語活動の授業の充実を図りながら、コミュニケーション能力の向上や異なる国や地域について尊重する態度を育みます。

また、外国客船寄港等の機会を生かし、各教科や総合的な学習の時間の関連を図るとともに、国際理解教育を推進します。

(5) キャリア教育の推進

児童生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力について、計画的・組織的に育みます。

そのためには、児童生徒の発達段階や特性に応じながら、総合生活力と人生設計能力のバランスを考慮し、見学や体験活動、自らの生き方を考え選択・決定できる活動の充実を図ります。

(6) 道徳教育の改善・充実

道徳科を道徳教育の要として、生命の尊重や思いやりの心、郷土を愛すること等についての内容の充実とともに、「考え、議論する道徳」へと転換を図ります。

また、家庭、地域社会との連携を積極的に図り、道徳教育の意義についての啓発活動や授業参観への取り組み、広報活動や相互交流等を通して、地域の教育や文化をともに創り育てる協力体制を築きます。

さらに、ボランティア活動、自然体験活動、郷土の文化・伝統に親しむ活動等豊かな体験活動を通して道徳教育を推進します。

第3節 健康な体を育む教育の推進

現状と課題

◎現状

体力は、健康の維持のほか、精神面の充実にも大きく関わる人間の活動の源であり、心身の調和のとれた発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに望ましい食習慣を身に付けることが重要です。

東日本大震災後には、運動が十分にできない時期がありましたが、それも解消され、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果は少しずつ改善してきました。しかしながら、コロナ禍によって再び運動が十分にできない時期があったり、少子化の更なる進行等によって従来のように部活動に取り組むことが難しくなったり、児童生徒の体力低下につながる状況が見られています。

一方、偏った栄養摂取や朝食欠食といった食習慣の乱れ、それに起因する肥満傾向、う歯保有の高い割合、食品の安全性の確保等が顕在化しています。

健康な体を育むためには、児童生徒に健康に関する正しい知識を身に付けさせ、自ら考え実践することができる力を育むことが必要となっています。

◎課題

一人ひとりの発育状況を見極めながら、学校での教育活動全体を通じて基礎体力づくりを推進する必要があります。

養護教諭、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間連携を図り、学校の教育活動全体を通じた指導を行うとともに、家庭とも積極的に連携しながら、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う必要があります。

施策

(1) 基礎体力づくりの充実

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から児童生徒の体力や健康状態等を把握し、それに応じた指導計画のもと、計画的、継続的な指導を行います。

また、家庭と連携しながら「60(ロクマル)プラスプロジェクト推進事業」など、創意工夫し適切な運動の確保を図ります。

(2) 部活動の充実

「宮古・JHS・パワーアップ作戦事業」を通して、複数の学校でチームを編成する複数校合同の運動部活動により、部活動の充実と体力の向上を図ります。

また、部活動の地域移行が円滑に進むように学校と連携して取り組んでいきます。

(3) 学校保健の充実

児童生徒の疾患の多様化に対応するため、日常の健康観察を重視するとともに、事後指導を含む定期健康診断、生活習慣病予防健診の適切な実施によるきめ細かな保健管理を徹底します。

また、不登校やいじめ、性に対する誤った理解や行動、薬物乱用等、心と体の健康問題が深刻化していることから、「自分の健康には自分で責任をもって行動する」という意識を醸成する保健教育を推進します。

(4) 食育と口腔衛生の推進

学校給食の教育的効果を引き出すよう、教科学習と特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として食育を推進します。

また、家庭や地域、関係機関と連携しながら、「早寝・早起き・朝ごはん」運動に取り組み、基本的生活習慣の形成と併せて、健全な食生活の指導に努めます。

さらに、健康診断の疫学研究利用に基づき、児童生徒の健康課題を把握し、口腔衛生の指導とともに、小・中学校において歯磨きやフッ化物洗口の取り組みを推進します。

第4節 特別支援教育の充実

現状と課題

◎現状

特別支援教育は、障がいにより特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において取り組んでいます。

近年、特別支援学級に在籍する児童生徒の割合が増加するとともに、通常学級において特別な支援を要する児童生徒の数も増加しています。

障がいについても、重度・重複化や多様化しており、早期からの教育的対応に関する要望も高まっています。

また、障がいのある児童生徒への教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立してともに社会に参加し、支え合う共生社会の形成の基礎となるものであり、その充実が求められています。

◎課題

重度・重複化や多様化する障がいとともに、増加する特別な支援を要する児童生徒への、適切できめ細かな対応が必要となっています。

特別な支援を要する児童生徒の、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校への就学が円滑に図られる必要があります。

施策

(1) いわての「授業ユニバーサルデザイン」の視点からの授業改善

障がいがある児童生徒を含めたすべての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりのため、いわての「授業ユニバーサルデザイン」の視点から授業改善に取り組みます。

(2) 特別支援教育支援員の配置と資質向上

障がいにより支援の必要のある児童生徒の自立や、社会参加に必要な力を培うため、必要な学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、研修などを通して、特別支援教育支援員の資質向上を図ります。また、宮古恵風支援学校の随時相談を活用し、児童生徒の支援方針の検討や教職員の指導力向上に努めます。

(3) 関係機関との連携と支援

特別な支援が必要な児童生徒の早期発見と的確な実態把握、適切な対応のため、保健福祉部こども家庭センターや医療等の関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」をもとに、きめ細かな支援を行います。

さらに、就学支援相談員を配置し、幼稚園や保育所との連携を一層充実させ、就学を円滑に進めるなど、就学前からの一貫した支援体制の構築を図ります。

第5節 相談・支援体制の充実

現状と課題

◎現状

不登校の出現率やいじめの認知件数は、年々増加傾向にあり、児童生徒の教育を考える上で深刻な問題となっています。また、携帯電話やスマートフォン、SNSの急速な普及によりトラブルに巻き込まれる児童生徒も増えてきました。

これらの背景には、社会の変化とともに、東日本大震災、平成28年台風第10号及び令和元年東日本台風後の家庭や地域の環境の変化などが複雑に絡み合っていると考えられます。

東日本大震災、平成28年台風第10号及び令和元年東日本台風の影響を受けた児童生徒に対しては、学校やスクールカウンセラー、医療機関等が連携し、心のケアを継続して行っています。

◎課題

児童生徒の不登校やいじめ等に適切に対処するために、相談体制の整備・充実とともに、家庭、地域、関係機関が積極的に連携した生徒指導体制の充実が求められています。

また、東日本大震災、平成28年台風第10号及び令和元年東日本台風により影響を受けた児童生徒に対しては、引き続き長期にわたる心のケアを行っていく必要があります。

施策

(1) 教育相談体制の整備・充実

不登校やいじめ等に係り、専門知識を持った教育相談員や学校支援員、適応指導教室指導員を配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら、早期発見・早期対応による解消を目指すとともに、困難課題についても計画的・組織的・継続的な指導・援助を行っていきます。

また、東日本大震災、平成 28 年台風第 10 号及び令和元年東日本台風で影響を受けた児童生徒に対し、家庭、学校、地域や関係機関が連携して長期にわたる心のケアを継続して行い、児童生徒が安心して学習や生活ができるよう支援します。

(2) 生徒指導体制の充実

不登校やいじめ等が発生した場合には、学校と教育相談員等と外部機関が連携し、組織的に取り組むよう、生徒指導体制の充実を図ります。

また、児童生徒の実態把握と適切な支援につなげるため、児童生徒や保護者への悩み調査や「心とからだの健康観察^{*44}」、「1人1台端末」を活用したアンケートなどを実施することにより、課題の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。



授業等で活用している「1人1台端末」

第6節 教育環境の充実

現状と課題

◎現状

人々のあらゆる活動によって膨大な情報が生み出され、蓄積されていくなか、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来し、情報活用能力の育成が極めて重要となっています。

学校現場の課題は、複雑化、多様化が進み、学校だけで解決することは難しくなっており、保護者や地域住民、関係機関との連携の強化、学校教育の直接の担い手である教員の資質・能力の向上が求められています。

また、経済的な理由や地理的条件により就学が困難な児童生徒の割合は減少しているものの、支援の継続は教育の機会均等などを図る上で重要です。

さらに、児童生徒数が減少し続けるなか、1学年1学級や複式学級が増加し、学校の小規模化も進んでいます。

不登校の出現率は、年々増加傾向にあり、その理由は様々で、多様化してきています。これに対し、一人ひとりに寄り添い、個々の状況をしっかりと把握したうえで、自己肯定感や自己有用感を高めるなどして、学校復帰に向けて取り組んでいます。また、いじめの認知件数も、各学校において積極的な認知を行うことにより、増加傾向にあります。いじめを認知した場合、特定の職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、その解消に努めています。さらには、携帯電話やスマートフォン、SNSの急速な普及によりトラブルに巻き込まれる児童生徒も増えていることから、各学校では、児童生徒に対するアンケートや教職員による観察等を丁寧に行いながら、未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいます。

小・中学生の学校給食費は、令和5年4月から完全無償化を実施しています

◎課題

児童生徒一人ひとりの情報活用能力を向上させるとともに、教育分野におけるデジタルトランスフォーメーションを推進する必要があります。

複雑化、多様化する学校現場の課題を解決するために、保護者や地域住民が参画するコミュニティ・スクールを有効活用し、学校運営に生かしていくことが必要です。

教育職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力を備えた魅力ある教員の育成等、教員の資質向上が求められています。

また、教育の機会均等を図るため、就学に係る援助や宮古市奨学資金貸付制度など、子育て支援に関する施策の充実により、高校や大学等への進学を促進することが必要です。

さらに、児童生徒の学習環境の充実を図るために、望ましい学校規模により、活力ある多様な教育活動を展開することが必要となっています。

学校給食費の完全無償化を引き続き実施していくためには、安定した財源の確保を図っていく必要があります。

施策

(1) 通信環境の整備

学校におけるデジタルトランスフォーメーションをさらに推進するため、「1人1台端末」の十分な利活用に必要な学校のネットワークの改善等、通信環境の整備を計画的に進めます。

(2) コミュニティ・スクールの推進

学校は、地域や児童生徒の実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的、自立的な学校運営を行います。

また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を有効に活用し、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営に取り組みます。

(3) 教員の研修の充実

児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせるとともに、児童生徒の「生きる力」を育むために、教員一人ひとりが、教科指導などに関する専門的な知識、幅広く豊かな教養、実践的指導力を身につけることができるよう、教育活動の根幹にかかる研修の充実を図ります。

また、不登校やいじめ、問題行動等に適切に対応するため、今日的な教育課題である復興教育、環境教育、国際理解教育、情報教育及び総合的な学習の時間に関する研修や校内研究のより一層の拡充を図ります。

なお、教員自身や学校の多様な研修ニーズに応じるため、宮古教育事務所、岩手県立総合教育センター等の関係機関と連携しながら、校内研修会への講師派遣を行うとともに、調査研究事業や研究発表会等、教育研究所事業の充実を図ります。

(4) 社会に開かれた教育課程の推進

学校のあらゆる教育活動に対して地域の人材や題材を積極的に活用し、教育活動の充実や教育環境の整備を図ります。

中学校の部活動における外部指導者の活用などを通して、学校、家庭や地域が連携した取り組みを進めます。

(5) 子どもが安心して生活できる環境の整備

犯罪や虐待、交通事故や不審者、自然災害等から児童生徒の安全を確保するため、地域ボランティアをはじめ、学校、家庭、関係機関が密に連携するとともに、地域の大人が児童生徒を見守る環境を醸成します。

(6) 就学援助

保護者の経済的理由によって就学が困難な児童生徒に対し、要保護者及び準要保護者の認定を適切に行い、学用品費の給付など必要な就学援助を実施します。

また、宮古市奨学資金貸付制度の周知を図り、高等学校・大学等の高等教育機関への就学を支援します。

(7) 遠距離通学支援

学校の統合により遠距離通学となる児童生徒に対し、スクールバスの運行や公共交通機関利用者への通学費助成を行うなど、通学時の安全な交通手段の確保を図ります。

(8) 学校の適正配置

よりよい環境のもとで児童生徒の教育を行うために、宮古市立小・中学校適正配置計画に基づき地域の意向に配慮しながら学校統合を進めるとともに、積極的な学校間連携を推進します。

(9) 学校給食費完全無償化の継続

子育て支援の充実と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、小・中学生の学校給食費完全無償化を継続して実施します。

実施に必要な財源を安定的に確保するため、国に負担を求めるなどの取り組みを進めます。



給食を配膳する児童の様子

第7節 学校施設・設備の充実

現状と課題

◎現状

市内小・中学校では、築40年以上の学校施設が半数を超えており、老朽化が進んでいます。

学校施設の防犯対策として、インターホン・電気錠設備の整備を進めてきています。

日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波浸水想定区域内に立地している学校施設があります。

気候変動により著しい夏の猛暑や冬の寒波に対応した、校舎づくりが重要となっています。

◎課題

老朽化した学校施設の改修が求められています。

児童生徒を守る安全対策の更なる充実が求められています。

津波災害の備えとして、津波浸水想定区域内に立地する学校施設の早期移転が必要です。

省エネルギー化と合わせ冷暖房効果を向上させる取り組みが必要です。

施策

(1) 計画的な学校施設の改修

学校施設の老朽化の度合い、児童生徒の減少等を総合的に判断し、計画的な改修を行います。

(2) 施設・設備における安全の確保

児童生徒の安全を守るため、これまで整備してきたインターホン・電気錠設備のほか、防犯カメラをはじめとする防犯設備を計画的に整備します。

また、津波浸水想定区域内にある学校施設の移転について検討します。

(3) 省エネルギーに向けた施設・設備の改修

学校施設の省エネルギーを進めるため、照明器具のLED化を計画的に実施します。

また、校舎の断熱改修など、エネルギー効率の向上を図る取り組みを進めます。

第2章 生涯学習の推進

第1節 推進体制の充実

現状と課題

◎現状

心の豊かさや社会環境の変化への対応が望まれるなか、生涯を通じて「いつでも、どこでも、だれでも」、自分にふさわしい方法で自由に学習機会を選択して学び、その成果を地域の発展や社会参加活動に生かすことのできる生涯学習環境が必要とされています。

情報化社会の進展や科学技術の進歩、市民の意識や価値観の変化等によって、市民の学習要求が多様化しています。

◎課題

多様化する学習ニーズに応えるため、社会教育関連施設や関係機関、団体、民間等との連携・協働を進め、市民がニーズに沿った学習活動を行うことのできる推進体制を整える必要があります。

また、自発的、主体的な学習は、興味や関心があって成り立つものであり、市民一人ひとりが継続的な学習を通じて自己実現を図ろうとする意欲の喚起、そしてその意欲を活動へ結びつけるための取り組みが必要です。

さらに、参画と協働のまちづくりを進めるため、生涯学習で得られた知識や技術をボランティア活動や地域づくりに生かすなど、地域の中で相互に教え、学び合う体制の充実が必要です。

施策

(1) 生涯学習推進体制の充実

生涯学習を推進するために設置した「宮古市生涯学習推進本部」や「宮古市生涯学習推進会議」を中心として、行政、市民、団体及び関係機関と連携し、総合的な推進体制づくりに取り組みます。

(2) 生涯学習の普及奨励

市民の生涯学習への理解を深めるため、生涯学習の必要性や学ぶことの楽しさを伝える広報活動を充実させ、学習を始めるきっかけづくりに取り組みます。

また、障がいの有無にかかわらず、市民が共に学ぶ場づくりや、学習意欲をより一層高めるため、学習した成果を発表できる場の提供を行います。

(3) 学習情報提供・相談体制の充実

市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、情報紙「みやこ市民カレッジニュース^{*58}」を発行するほか、ホームページ、SNS等を活用した情報発信を行うとともに、学習機会や学習の場に関する相談体制の充実を図ります。

(4) 人材の育成と成果の活用

地域における学習活動の輪を広げることで指導者の育成を図るとともに、経験や専門知識を持つ指導者を登録し、市民及びグループの要請に応じて適切な指導者を紹介します。

また、コミュニティにおける学びの場を充実させることで、市民が地域の歴史や文化、環境、行政等についての理解を深め、地域づくり活動への参画意識を高めます。

さらに、市民が学んだ知識や技能等、学習の成果を地域で活用するための活動の支援を行うとともに、各種ボランティアの育成を図ります。

第2節 学習環境の整備

現状と課題

◎現状

生涯学習を推進するためには、市民の多様な学習活動の場が必要となります。

本市では、公民館、生涯学習センター、図書館、スポーツ施設や野外活動センター等の社会教育関連施設でさまざまな学習活動が展開されています。

これらの施設の多くは老朽化が進んでおり、改修等が必要な状況となっています。

◎課題

施設を活用した市民の主体的な学習活動を支援するため、老朽化した施設については、宮古市公共施設再配置計画（実施計画）に基づき、計画的に改修や統合、処分等を進める必要があります。

施策

(1) 社会教育関連施設の充実

市民の生涯学習活動の推進のため、生涯学習に関する情報提供及び学習機会の提供を総合的、効果的に行うことができるよう、施設運営の充実を図ります。

また、老朽化した施設については、改修や統合、処分等を計画的に進めます。

(2) 施設間連携の充実

市民がそれぞれのニーズに沿った学習活動を選択して行うことができるよう、社会教育関連施設間の連携を充実させ、多様な学習機会の提供を行います。

第3節 読書まち宮古の推進

現状と課題

◎現状

『読書まち宮古』の拠点となる市立図書館（本館）には、図書館運営の基盤となる図書館システムが整備されており、田老・新里・川井の各地区に配置している図書館分室とはネットワークでつながっています。パソコンやスマートフォンからは市ホームページの図書検索ツールを活用して、所蔵図書の情報検索や予約が可能です。

本市の面積が広大であることから、移動図書館車の運行や、予約した図書を最寄りの図書館（本館・分室等）で受け取ることのできるサービスも行っており、読書に親しむ環境づくりに努めています。

また、令和4年10月1日より「宮古市電子図書館」を導入し、図書館へ来館しなくてもパソコン、スマートフォン、タブレットなどでいつでもどこでも読書が楽しめる環境を整備しました。

◎課題

よりよい読書環境づくりのため、利用者ニーズに応じた図書館資料を収集するとともに、蔵書のさらなる充実を図る必要がありますが、図書館（本館）の収蔵スペースはひっ迫しており、蔵書の大幅増は困難な状況です。

『読書まち宮古』を推進するには、読書に親しむ市民を増やす取り組みが必要です。

施策

(1) 『読書まち宮古』の図書館サービスの充実

図書館利用者の利便性に配慮した図書館システムが存分に活用されるよう、利用普及に取り組めます。

図書館においては、視覚障がい者などが利用しやすい書籍の拡充を図るなど、あらゆる市民が本に親しむ拠点としてさらなるサービスの充実を図ります。

移動図書館車による巡回貸し出しや、保育所、学校、公民館、福祉施設等への団体貸し出しで図書館サービスの向上を図るほか、多くの人が集う場所に図書を設置するなど、市民がより本に触れることができる読書の拠点づくりに取り組めます。

いつでもどこでも電子書籍の検索・借入・閲覧・返却ができる「宮古市電子図書館」の運営を行います。

(2) 子どもの頃から本が身近にある『読書まち宮古』

子どもの頃から本に親しむ習慣をつけることが大切と考え、乳幼児期の子どもとことばを育む「ブックスタート事業」に引き続き取り組みます。

市立図書館においては、図書館資料の充実を図り、「おすすめ図書」などの企画展、絵本や紙芝居の読み聞かせをする「おはなし会」、こども映画会等を開催し、本に親しむ機会を創出します。

子どもが読書活動に親しむことのできる環境づくりのため、学校・家庭・地域が連携・協力した取り組みを推進します。

読書活動推進のため、図書館奉仕員を小・中学校に派遣し、学校図書館支援員と連携し、学校図書館の充実を図ります。

(3) 生涯にわたって本とともに過ごす『読書まち宮古』

読書が“取り組むもの”から“身近なもの”になり、幅広い世代の市民が気軽に読書に親しむ『読書まち宮古』を推進します。

市の事業と連携した展示や大人向け映画会を図書館で実施するなど、幅広い年代の市民が来館する機会を増やし、本を楽しむきっかけとなるよう取り組みを進めます。

市民が、生涯にわたって、当たり前のように本とともに過ごすまちづくりを進めます。



移動図書館車「なぎさ号」

第4節 学校・家庭・地域の連携と協働

現状と課題

◎現状

地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、自主的・継続的に地域全体で子どもを育む教育振興運動や地域学校協働活動が展開されてきました。

共働き家庭の増加などにより、これまでよりも学校に関わる地域の人材の確保が難しくなっています。

◎課題

地域行事への参加やボランティア活動をはじめ、地域社会とのさまざまな関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りをもつ子どもを育むことが望まれています。

地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりを進めるため、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環をつくり、地域の発展の担い手となる人材を育てることが必要です。

施策

学校を核とした地域づくりの推進

児童生徒の地域行事やボランティア活動への参加により、大人とともに課題解決する体験を通して、地域ぐるみで子どもの心を育てる活動を推進します。

主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな子どもが育つよう、学校・家庭・地域が連携した、地域ぐるみの活動を支援します。

コミュニティ・スクールの円滑な運営に資する地域学校協働活動推進員の配置の促進や研修の充実により、幅広い地域住民や地域の多様な団体等の参画を通じた地域学校協働活動を推進します。



地域学校協働活動による登下校見守り

第5節 家庭及び青少年の学習活動の支援

現状と課題

◎現状

共働き家庭やひとり親家庭の増加など、家庭を取り巻く環境は変化しています。また、コロナ禍を経て人間関係の築き方や生活環境に悩みや不安を抱える家庭が増えています。

近隣との交流機会も減少し、子育ての不安や悩みを抱える保護者は、身近に相談できる相手がいないという現状があります。

家庭や地域社会が大きく変化する中、青少年の社会性の不足、倫理観や正義感の欠如等も指摘されています。

◎課題

子育て等の悩みや不安を抱えながら身近に相談できる相手がいない親のため相談体制を充実する必要があります。

また、子どもの成長に応じた親の学習機会をさらに充実させるとともに、関係機関との連携を図りながら、家庭教育を支援する必要があります。

青少年の社会性を育む学習活動として、地域の自然や施設等を活用した多様な体験や、様々な人との交流の機会の充実を図る必要があります。

施策

(1) 家庭教育の支援

家族形態の変化に対応した家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習情報などの提供、子育て等の不安や悩みに対する相談体制の充実や、親同士の交流の場の拡大を図ります。

家庭や地域の教育力の向上を図るため、関係機関や団体等との連携・協力のもと、乳・幼児期、小・中学校期の子どもの保護者を対象に、子どもの成長に応じた子育て、しつけ、食育等に関する家庭教育学級や各種講座の充実を図ります。

また、親子の相互理解を深めるため、自然体験活動や創作活動、スポーツ活動等の交流機会の充実を図るとともに、未来の親となる中高生を対象として、命の大切さや子育てに関する学習機会を提供します。

(2) 青少年の学習活動の支援

青少年の自立心の育成や社会的マナーを身につけさせるとともに、郷土を愛する心や自然環境を大切にする気持ちを育むため、自然体験活動、ボランティア活動、地域の文化・伝統に親しむ活動などの様々な体験的活動の充実を図ります。

さらに、放課後などに子どもが安全・安心に活動できる居場所を確保するため、地域の活動拠点づくりを推進します。

第6節 成人の学習活動の支援

現状と課題

◎現状

高齢化の進行やライフスタイルの変化等によるさまざまな生活課題を解決し、自己実現を図るとともに、心豊かで生きがいのある人生を過ごすため、多様な学習機会が求められています。

一方、生活や意識の多様化等による地域の連帯意識の希薄化により、地域に根差した活動が小規模化し、地域づくりの中心的な役割を担う人材も高齢化が進んでいます。

◎課題

関係機関、団体、民間等との連携・協力により、多様化する学習ニーズに応えるとともに、個人学習を支援するための情報提供を行う必要があります。

生涯学習を通じて、まちづくり、地域づくりに参加し、地域コミュニティの基盤を支え、地域の将来を担う人材の確保・育成を図る必要があります。

また、高齢者が人生の中で培ってきた豊かな経験、知識や技術を活用し、積極的に社会参加するための、さまざまな活動の場や機会づくりの支援を進める必要があります。

施策

(1) 多様な学習機会の充実

多様化する学習ニーズに応えるため、高等教育機関、関係機関、関係団体、民間等との連携・協働により、充実した各種学習機会を提供します。

(2) 社会参加活動の促進

参画と協働のまちづくりという観点に立ち、住みよい豊かな地域づくりのために、主体的な社会参加を奨励するとともに、市民が自主的・自発的に学習成果を発表する機会をつくるほか、市民の生涯学習に対する意識を啓発する取り組みを進めます。

また、20歳を迎える青年を励まし、社会参加の意識を啓発するため、20歳のつどいを開催します。

市民がそれぞれ多様な能力を発揮し、社会参画するための学習機会の拡充を図ります。

(3) 高齢者の学習活動の支援

高齢者が、楽しく生きがいを持って、充実した生活を享受できるよう、関係機関との連携を図りながら、「宮古市社会経験者大学^{*59}」など、多様な学習ニーズに対応した学習機会の拡充を図ります。

また、地域における高齢者の身近な社会参加活動を支援するため、高齢者が学習により習得した知識や技能、幅広い経験を発揮できる活動の場の拡充を図ります。

第7節 生涯学習関係活動団体の支援

現状と課題

◎現状

従来から「社会教育の推進」は、自治会、町内会、婦人会、青年団等の地縁組織といった伝統的な地域コミュニティにより展開され、住民と行政をつなぐ組織・団体として、生活に関する相互扶助、伝統文化の維持、地域課題の解決等の機能を果たしてきました。

しかし、社会が変化する中で、地域における人の繋がりや連帯感、支え合い意識の変化とともに、それぞれの団体の活動や運営も変化しています。

昨今は、若者が主体的に社会参画できる地域づくりを目指すNPO法人や、子育てを支援するボランティア団体等が、住民に元気を与え、地域に活性化をもたらしています。

◎課題

学習活動や地域づくりを行う団体に対する助言や支援、自主学習グループの活動支援を継続していく必要があります。

施策

(1) 生涯学習関係活動団体の支援

学習活動や地域づくりを行う団体の活動を支援し、自主的な実践活動を促進します。

(2) 自主学習グループの育成

自主的に生涯学習活動を行うグループなどに対して、学習情報の提供や「講師派遣事業^{*60}」、「まちづくりふれあい講座^{*61}」等による講師派遣のほか、各種学習相談などの支援を行います。

第3章 スポーツ・レクリエーションの振興

第1節 推進体制の充実

現状と課題

◎現状

生涯を健康で過ごすことや元気で活力のある生活を送るためには、スポーツ・レクリエーションの果たす役割は重要です。しかし、ライフスタイルの変化によって各世代におけるスポーツ・レクリエーションに対するニーズも多様化しています。

生涯スポーツの推進においては、宮古市体育協会^{*62}、宮古市スポーツ推進委員^{*63}協議会及び各種スポーツ・レクリエーション関係団体と連携・協力してスポーツ推進体制の充実を図り、多様化するニーズへ対応した施策に取り組んでいます。

市は日本体育大学と「体育・スポーツ振興に関する協定^{*64}」を締結し、健康寿命の延伸や、競技力の向上、ジュニアスポーツの育成を目的とした各種事業を行っています。

また、スポーツを通じた地域振興の取り組みとして「みやこスポーツコミッション連絡会議^{*65}」を設立し、官民連携でスポーツ合宿などの誘致による交流人口の拡大を推進しています。

◎課題

各世代のスポーツ・レクリエーションのニーズの多様化に伴い、幅広い分野の指導者の確保・育成を行う必要があります。

若い世代が関心をよせるスケートボードなどの新しい分野のスポーツでは、個人やグループが組織化されていない状況です。

宮古市の施設を活用したスポーツ合宿などの誘致を、官民連携で継続して取り組む必要があります。

施策

(1) スポーツ・レクリエーション推進体制の充実

スポーツを通じて、市民が健康で心豊かなライフスタイルを築く「生涯スポーツ社会」の実現に向け、宮古市体育協会、宮古市スポーツ推進委員協議会及び各種スポーツ・レクリエーション関係団体等と連携・協力し、スポーツ推進体制の充実を図ります。

さまざまな分野のスポーツ・レクリエーションについて、指導者や団体との連携を深め、多様化するニーズへの対応を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション情報の提供

スポーツ・レクリエーションをより身近なものにするために、市広報、ホームページやSNS等のさまざまなメディアを活用し、スポーツ・レクリエーションに関する施設や大会・イベント等に関する情報提供の充実を図ります。

(3) スポーツツーリズムの推進

官民連携による「みやこスポーツコミッション連絡会議」を中心として、スポーツ合宿やスポーツイベント等の誘致を図り、スポーツを通じた交流人口の拡大を推進します。



日本体育大学との協定による健康寿命に関する講演会

第2節 活動機会の提供

現状と課題

◎現状

スポーツ・レクリエーション活動については、宮古市体育協会加盟団体、スポーツ少年団及び一般のスポーツクラブや職場の仲間などが主体となったスポーツ団体により、生涯スポーツの取り組みが行われています。

総合型スポーツクラブは、体力に合わせたトレーニング方法の指導、ニュースポーツ体験、高齢者の健康体操等、幅広い世代でスポーツ・レクリエーションに親しめる場を提供しています。

市民一人ひとりのライフステージに応じて参加できる競技会やスポーツ・レクリエーション教室等を関係機関と連携して実施しています。

令和4年（2022年）12月に国のガイドラインで、中学校の休日の部活動を段階的に地域へ移行していくことが示されました。

生徒が部活動に意欲的に取り組めるように検討委員会、学校等と連携しながら移行に向けた取り組みを進めています。

◎課題

子どもから高齢者、障がいのある人も含めて、様々なスポーツ・レクリエーションを愛好する市民すべての体力や年齢、技術、興味、目的に応じたスポーツ大会及び各種講習会、研修会の充実を図る必要があります。

スポーツ関連イベントなどの多様な活動機会を市民に提供するため、自治体、学校、競技団体、民間企業が連携した取り組みをさらに推進していくことが必要です。

中学校の休日の部活動の地域移行に向けて、学校、地域、競技団体と連携して取り組む必要があります。

施策

(1) 活動機会の提供

市民のニーズを把握しながら、活動場所の確保や指導体制の確立に向けて関係団体、関係機関と調整を図ります。

また、あらゆる市民が運動能力や障がいの有無にかかわらず、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション大会、各種教室等の充実

市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会などを関係団体等との連携・協力により開催するとともに、大会などを支援します。

市民のスポーツ・レクリエーション活動の普及を図るため、関係団体等との連携・協力により、各種スポーツ教室の充実を図ります。

(3) 中学校の休日の部活動の地域移行

中学校の休日の部活動の地域移行に向けて、学校、地域、競技団体と連携して取り組みます。



中学校部活動地域移行実証事業
「まず Kadatte」合同トレーニング

第3節 指導者等の確保・育成

現状と課題

◎現状

指導者の確保、育成を図るため、講習会などの開催や、岩手県が実施する指導者研修会の活用により資質の向上や育成に取り組んでいます。

一方で、スポーツ・レクリエーションにおけるニーズが多様化する中、時代のニーズに適応した知識や技能を有する指導者が求められています。

また、宮古サーモン・ハーフマラソン大会をはじめとするスポーツイベントは、多くのボランティアなどの協力により運営されています。

◎課題

スポーツ・レクリエーション関係団体と連携を図りながら、最新の指導法の研修会や指導者講習会の開催を支援するなど、指導体制の整備充実を図る必要があります。

スポーツを「見る」「する」の視点のほか「支える」視点を担うボランティアの確保・育成について、関係団体、関係機関の連携のもと、推進していく必要があります。

施策

(1) 指導者の研修の充実

市民の多様化するニーズに対応するため、宮古市体育協会及び関係団体と連携・協力して研修事業の充実を図り、指導者の育成に努めます。

また、全国レベルの指導者による講習会などを充実させることで指導力の向上を図ります。

(2) スポーツ推進委員の活動の充実

スポーツ推進委員の活動の充実及び技術の向上を図るため、岩手県などが実施する専門的な研修などにスポーツ推進委員を派遣し、専門的技術を習得し指導力の向上を図ります。

(3) ボランティアの確保・育成

岩手県広域スポーツセンター^{※66}が運営するスポーツボランティア登録者の活用や関係団体等との連携により、各種スポーツイベントを支えるボランティアの確保・育成に取り組めます。

第4節 アスリートの育成強化

現状と課題

◎現状

スポーツ選手育成強化支援事業の一つとして、全国レベルの指導者による講演会や陸上クリニック等を実施しています。

日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」により、アスリートの競技力や意識の向上及び育成に取り組んでいます。

また、元プロ野球選手による野球教室やプロバスケットボールチームによるスポーツ教室を開催するなどトップアスリートや優れた指導者と交流する機会が増えています。

全国大会出場にあたっては、個人、団体に対し賞賜金や補助金による支援を行っており、アスリートの育成において高度な競技技術に触れる機会への助成を行っています。

◎課題

各種目において競技力の向上を図るためには、優れた指導者によるアドバイスや実践指導などの高度な技術に触れる機会が求められることから、より一層、関係団体などと連携を密にし、組織体制や指導体制の充実を図る必要があります。

また、スポーツ教室や各団体への指導等、市民がトップアスリートの技術などに触れる機会の継続が必要です。

施策

アスリートの育成強化

高度な技術に触れることができる機会を提供するとともに、優れた技術を有する指導者により、国内外の大会などで活躍できるアスリートの育成強化を図ります。

大学との連携により、全国レベルのスポーツ施設や指導を子どもに体験させることでアスリートの育成強化の推進を図ります。

また、全国大会などに参加するアスリート、団体を賞賜金や補助金により支援し、高いレベルを体感できる機会への参加を促進します。

第5節 スポーツ環境の整備

現状と課題

◎現状

東日本大震災や令和元年東日本台風で被災した宮古運動公園などのスポーツの拠点施設が復旧しました。

また、うみどり公園に、バスケットボールやスケートボードができるスペースが整備されるなど、体育施設以外にもスポーツを楽しむ環境ができています。

一方、既存の体育施設の多くは、老朽化が進んでいます。

◎課題

老朽化している体育施設について、宮古市公共施設再配置計画（実施計画）に基づき計画的な改修等が必要です。

また、健康増進の機運が高まる中、健康づくりのためのスポーツ・レクリエーションや運動機会の提供が必要です。

施策

(1) 体育施設の維持管理

ライフステージに応じたレクリエーション活動に親しめるよう、体育施設の適正な維持管理を行います。

(2) 学校施設の開放事業の充実

身近なスポーツ・レクリエーションの活動の場とするため、小・中学校の体育館等を開放し、有効利用を推進します。

(3) 老朽化したスポーツ施設の改修

老朽化したスポーツ施設については、利用者の安全・安心を図るため、脱炭素を念頭に宮古市公共施設再配置計画（実施計画）に基づき計画的に改修などを行います。

第4章 文化の振興

第1節 芸術文化の推進体制の充実

現状と課題

◎現状

芸術文化は、楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生をより豊かにしてくれます。しかし、人口減少と高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、芸術文化団体の中には活動を休止したり、イベントを中止・縮小したりするなど、活動の継続が困難な団体があります。

芸術文化の推進体制においては、宮古市芸術文化協会^{*67}などの芸術文化団体と連携して体制の充実を図り、現状に応じた取り組みを進めています。

東日本大震災をはじめ、平成28年台風10号や令和元年東日本台風といった自然災害が近年頻発し、全国から芸術文化を通じた様々な支援がこれまで行われてきました。

◎課題

芸術文化についての理解や関心を高めるため、様々なメディアを活用し情報発信を図っていくことが求められています。

優れた芸術文化に触れる機会を提供し、多くの市民にその魅力を伝える取り組みが必要です。

また、東日本大震災以降、芸術文化を通じ支援いただいている団体とのつながりを今後も大切にし、地域の活力となる取り組みを進めていく必要があります。

施策

(1) 芸術文化の推進体制の充実

落語や演劇、オーケストラコンサートなど、多くの市民が芸術文化に触れる機会を提供し、芸術文化団体と連携・協力しながら、芸術文化への興味・関心を高める取り組みを進めます。

(2) 芸術文化の情報発信

芸術文化を身近なものとするため、市広報やホームページ、SNS等様々なメディアを活用し、芸術文化に関するイベントや取り組みについて、情報発信を図ります。

(3) 「心の復興」の推進

東日本大震災以降の市民の「心の復興」を継続して推進し、市民が心の平穏を保ち、また心を豊かにする取り組みを推進します。

第2節 芸術活動の機会の提供

現状と課題

◎現状

みやこ市民文化祭や市民芸能まつり、郷土芸能祭など、市民参画型の芸術活動は、恒例行事として根付いており、地域の芸術文化を支えています。

小学生・中学生団体鑑賞事業や児童作品展示会を開催し、児童生徒に芸術鑑賞と発表機会を提供しています。

スマートフォン等の普及で、いつでも手軽に情報を得られるようになりました。

また、近年では、学校での芸術文化活動において、少子化により休止や廃部となるケースが増え、生徒の要望に応えられない状況にあります。

◎課題

鑑賞機会が増え、芸術文化はより身近なものになりましたが、本市の芸術文化活動を支えるための取り組みへの理解・関心を高める必要があります。

多様化するニーズにより、これまでの芸術のジャンルや垣根を越え、より創造性のある芸術活動ができる環境づくりが求められています。

中学校の休日の部活動について、令和4年（2022年）12月に国のガイドラインで、段階的に地域クラブ活動へ移行していくことが示されました。

施策

(1) 芸術活動の機会の提供

市民に優れた芸術文化に触れる機会を提供し、その魅力を伝える取り組みを進めます。

創作と発表の循環による芸術活動の活性化を図るため、展示や発表の機会を提供します。

(2) 芸術文化団体への支援

芸術文化団体が質の高い活動ができるよう継続して支援を行います。

(3) 中学校の休日の部活動の地域移行

中学校の休日の部活動の地域移行について、部活動を支えることを基本方針として、学校、地域、芸術文化団体と連携して取り組みます。



みやこ復興寄席

第3節 芸術文化の人材育成

現状と課題

◎現状

芸術文化を担う人材育成の一つとして、第一線で活躍するアーティストによるコンサートやワークショップ、世代間交流ができるイベント等が数多く開催されています。

一方で、長年続けてきた芸術文化団体の中には、会員の高齢化と減少が進み活動が困難な団体があります。

◎課題

本市ゆかりのアーティストや、復興支援で訪れるアーティスト・芸能活動団体との交流を通じて、トップレベルで活躍できる人材や、将来にわたり地域の芸術文化を担う人材を育成する必要があります。

施策

芸術文化を担う人材の育成

広く本市の芸術文化団体の人材育成と活性化を図るため、優れた芸術文化に触れる機会、数多くの交流機会を設け、人材育成のための支援を進めます。

第4節 活動拠点施設の整備充実

現状と課題

◎現状

市民文化会館では、昭和51年（1976年）11月の開館以来、本市の芸術文化の拠点施設として様々な催し・活動などが行われてきました。

東日本大震災により被災しましたが、平成26年（2014年）12月に復旧し、全国からの支援事業やイベントも開催されています。

市民文化会館は、開館から48年が経過し施設の老朽化が進んでいます。

◎課題

市民文化会館については、利用者の安全・安心を図るため計画的な改修を進める必要があります。

施策

老朽化した市民文化会館の改修

老朽化した市民文化会館については、利用者の安全・安心を図るため、脱炭素化を念頭に宮古市公共施設再配置計画（実施計画）に基づき計画的に改修などを行います。

第5節 文化財の保存・活用

現状と課題

◎現状

高齢化・過疎化によって、地域の神社や祭礼行事、個人による文化財の維持・管理が困難になっています。民具（有形民俗文化財）は、製作・使用した経験者の高齢化が進んでおり、使用方法が伝わらなくなっています。また、空き家や蔵の解体による古文書史料や民具の消失が懸念されています。

宮古市指定文化財を含め127件が指定・登録されており、これらを適正に管理・保管するため文化財の現況確認に取り組んでいます。

市内の有形民俗文化財などの収蔵資料は年々増え続けており、収蔵スペースが不足してします。

崎山貝塚縄文の森ミュージアムと北上山地民俗資料館では、年間を通して地域の歴史・自然・文化を紹介するほか、縄文の暮らし体験や文化財巡り、自然観察会等の多種多様な内容の講座・イベントを実施しています。

宮古市埋蔵文化財センターでは一般公開のほか、遺跡調査報告会や埋蔵文化財展を実施し、発掘調査事業についての普及啓発に取り組んでいます。

また、「崎山貝塚縄文まつり」、北上山地民俗資料館小国分館の「神楽共演会」や「水車の畑まつり」は、自治会や公民館、学校、ボランティアと協働で運営し、地域の祭りとして定着しています。

◎課題

宮古市総合防災ハザードマップが随時更新されており、頻発する自然災害を想定した文化財のリスクを把握しておく必要があります。

イベントや講座等の事業については、市ホームページやSNSを活用しながら情報発信しています。多様な媒体を活用しながら、文化財をわかりやすく解説し、歴史文化に親しむことができる環境づくりが必要です。

名勝や天然記念物の指定物件及び自然災害碑が、三陸ジオパーク^{※68}のジオサイトになっており、みちのく潮風トレイル^{※69}のルートとも重なっていることから、相互連携による相乗効果が期待されています。

文化財の保存・活用に関する取り組みを着実に推進するため、文化財所有者・地域・市民団体・民間事業者・専門家と行政が連携し、計画的に推進するための組織・体制が必要です。



北上山地民俗資料館小国分館「神楽共演会」

施策

(1) 計画的な調査・研究と資料収集の推進

地域住民との協働による「地域の宝さがし」、巻貝形土器などの近内中村遺跡^{※70}出土品、古文書史料・絵図・古写真の調査・収集、研究を進めます。

(2) 文化財の着実な保存・管理と支援

指定等文化財の現況確認調査と環境整備を行い、文化財の修復や保存に必要な措置を計画的に実施します。また、宮古市文化財保存活用事業費補助金の活用により所有者への負担を軽減し、文化財の保存・継承を図ります。

国登録文化財^{※71}について、個別の保存活用計画を作成し、適切で魅力ある保存・活用を目指します。

黒森神楽をはじめ民俗芸能の踊りや祭礼行事を映像により記録保存し、必要に応じて道具衣装等の修理・整備や後継者育成、自主公演に係る費用負担の補助等によって支援します。

老朽化している北上山地民俗資料館等の展示設備や収蔵施設について、資料の適切な保存・管理と展示の魅力向上のため、計画的な修繕・改修について検討します。

(3) 災害リスクの把握と防犯・防災体制の整備

市内に所在する文化財の危険箇所や被害を想定する「文化財ハザードマップ」、
「災害対策マニュアル」を作成し、防災意識の向上と迅速な対応の構築に努めます。

(4) ICT技術の導入と魅力的な情報発信の推進

市内の重要な文化財について、解説や写真、実測図及び映像記録等を備えたデータベースを作成し、本市の文化財の情報と魅力を発信します。

発掘調査の成果である埋蔵文化財調査報告書をデジタル化し、ホームページでの公開により、埋蔵文化財保護の理解促進、学校教育への活用を図ります。

(5) 様々な主体との連携による公開・活用の推進

三陸ジオパーク推進協議会^{※72}やみちのく潮風トレイル、かわい木の博物館^{※73}との連携を図り、沿岸の地層・岩石と希少な自然、自然災害碑等を巡る観察会を開催します。

地域住民や学校、ボランティア、公民館等と連携して「崎山貝塚縄文まつり」、「水車の畑まつり」、「神楽共演会」などのイベントを実施し、地域住民や学校、ボランティア、公民館等との連携を進めます。

(6) 担い手の育成と連携体制の構築

文化財を地域総がかりで保存・活用するため、「ふるさと宮古ネットワーク(仮称)」を設置・運営し、宮古市文化財保存活用地域計画を着実に推進すると共に、計画の見直しを検討します。

崎山貝塚縄文の森ミュージアム及び北上山地民俗資料館小国分館で活動しているボランティアを育成し、展示解説や見学・体験の魅力向上に取り組みます。

IV 資料編

宮古市教育振興基本計画 主要事業（令和7年度～11年度）

1 学校教育の充実

基本事業	事業	事業概要
1 確かな学力を育む教育の推進	教育研究所運営事業	教育課程及び教材等の調査研究とともに、教育指導技術の調査研究を行い、教職員の資質向上を図るための援助、指導を行う。
	学力向上事業	教員の指導力向上及び子どもの学力向上のため、学校の実態に応じた校内授業研究会を行う。 基礎・基本の定着の評価と個性を生かした学習指導のため、学力検査及び知能検査を実施する。 教育の質的向上のために、教育現場との連携を図り、研究、実践活動に役立つ調査、研究、研修を行う。
	放課後学習支援事業	小学生の学習習慣や基礎学力の定着のため、放課後の学習活動を支援する。
2 豊かな心を育む教育の推進	国際理解推進事業	外国語指導助手による国際交流や英語学習指導を通じて、国際理解を推進する。
	キャリア教育事業	発達段階に応じた体験的な学習等を通して、児童生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育む。
	子ども読書活動支援事業	学校図書館支援員を配置し、学校図書館の環境整備を図ることで、魅力ある学校図書館づくりのコーディネートを行い、読書習慣の形成を図る。
	復興教育事業	各学校において、学校や地域の実情に応じて、「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成」を進めるための教育活動を行う。
	友好都市等交流事業	他市町村との交流を通じて、相互理解を深め、心身の健全育成とともに、今後のまちづくりに参画する意識を醸成する。
3 健康な体を育む教育の推進	宮古・JHSパワーアップ事業	複数中学校の運動部による合同練習の場の設定と外部指導者の活用により、部活動の充実を図る。
	保健事業	子ども及び教職員の健康の保持増進を図るため、健康診断などを実施する。また、子どもの生活習慣病予防検診を実施する。
	学校給食	子どもの健全な発育を図るため、学校給食の充実に努め、給食センターの運営を行う。

IV 資料編

基本事業	事業	事業概要
4 特別支援教育の充実	幼児言語障害教育事業 (ことばの教室)	就学前の言語障がいの幼児を対象に、指導員による言語指導や教育相談を行う。
	特別支援教育事業	小・中学校に特別支援教育支援員などを配置し、障がいのある子どもの支援を行う。
5 相談・支援体制の充実	教育相談事業	子ども及び保護者等の教育相談を実施するため、教育相談員を配置する。
	不登校児童生徒支援事業 (サーモン教室)	長期間不登校となっている子どもに対し、個別の学習支援、生活体験、自然体験、創作活動等により、生活リズムの回復や学校復帰を促す。
	学校支援推進事業	中学校において、学習や生活等をめぐって顕在化している諸課題に対応し、学校生活の安定と充実を図るため、学校支援員を配置する。
6 教育環境の充実	育英事業	高校、大学等への進学を希望する者に対し、奨学資金の貸し付けを行う。
	就学援助事業	経済的な理由により就学困難な子どもの保護者に対し、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき必要な援助を行う。
	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、必要な経費の援助を行う。
	教育助成事業	小・中学校の文化・体育活動及び教育関係団体へ補助金支援を行う。
	児童生徒通学委託等事業	遠距離通学をする子どもに対して、スクールバス、タクシー、路線バス等による交通手段を確保する。
	学校の適正配置	学校適正配置計画に基づき、小・中学校の適正配置に取り組むとともに、学校間連携を推進する。
	小・中学生の学校給食費完全無償化	子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、小・中学生の学校給食費完全無償化を実施する。
7 学校施設・設備の充実	学校管理事業	小・中学校施設の維持管理を行う。
	小・中学校屋上防水等改修事業	校舎等の防水・屋根改修を行う。 対象校：第二中・田老一小・河南中
	小・中学校プール改築事業	プールの改築などを行う。 対象校：鉄ヶ崎小

基本事業	事業	事業概要
7 学校施設・設備の充実	小・中学校擁壁改修事業	劣化の進行が懸念される擁壁の改修を行う。 対象校：新里中・新里小
	小・中学校校舎大規模改修事業	外壁、給排水設備の改修を行う。 対象校：磯鷄小・重茂中・宮古小
	小・中学校防犯設備設置事業	防犯カメラ等を設置し、児童生徒の安全を確保する。 対象校：全校
	津波浸水想定区域内小・中学校校舎移転改築事業検討	日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波浸水想定区域内にある小・中学校の早期移転改築を行う必要があることから、具体的な検討を進める。 【防潮堤が破堤しない場合 3校】 津軽石小・津軽石中・田老第一中 【防潮堤が破堤した場合 7校】 宮古小・鍬ヶ崎小・津軽石小・田老第一小・第一中・津軽石中・田老第一中
	小・中学校照明LED化事業	省エネルギー及び脱炭素対策の観点から照明器具のLED化を図る。 屋内運動場対象校：宮古小・花輪小・津軽石小・重茂小・新里中 校舎対象校：宮古小・山口小・第一中・第二中・河南中
	小・中学校校舎断熱改修事業	省エネルギー及び脱炭素対策の観点から校舎の冷暖房効果を高めるための断熱改修など、エネルギー効率の向上を図る取り組みを進める。 対象校：宮古西中・千徳小・第二中・河南中

IV 資料編

2 生涯学習の推進

基本事業	事業	事業概要
1 推進体制の充実	生涯学習推進体制整備	市の生涯学習に関する施策を全庁的に推進するため、生涯学習推進本部（行政機関）を設置する。 生涯学習を宮古市全体で推進するため、生涯学習推進会議（民間委員）を設置する。
	リーダーバンク	経験及び専門知識を有する指導者を登録し、各団体の要請に応じて適切な指導者を紹介する。（生涯学習まなびガイドの発行）
	生涯学習情報提供	みやこ市民カレッジニュースを発行し、各施設を通じて配布するとともに、インターネットを活用して情報提供する。 生涯学習関連施設、学習グループ、指導者に関する情報等をまとめた生涯学習まなびガイドを発行し、情報提供する。
	生涯学習相談	市民の自主的な学習を支援するため、学習機会や学習の場に関する相談に対応する。
	生涯学習ボランティア育成・活動推進	生涯学習事業のボランティアの育成を図るとともに、活動機会を提供する。
2 学習環境の整備	社会教育関連施設整備	社会教育活動の推進のため、公民館、生涯学習センター、図書館、スポーツ施設等の社会教育関連施設の適正な管理と計画的な整備を図るとともに、施設間の連携を充実させ、多様な学習機会を提供する。
3 読書まち宮古の推進	図書館運営	利用者のニーズに応じた図書資料の整備や移動図書館車などによる巡回貸出及び施設などへの団体貸出により、利用しやすい環境づくりに努める。 多くの人が集う場所に図書を設置するほか、電子図書の導入により市民が読書に親しむ機会の拡大を図る。
	子ども読書活動支援	子どもの読書活動を支援するため、読書ボランティア講習会などを開催するとともに、乳幼児の心とことばを育む「ブックスタート事業」を継続実施し、乳幼児期から読書に親しむ環境の充実に努める。
	読書まち宮古推進	読書があらゆる市民に身近なものとなるよう、『読書まち宮古』を推進するための取り組みを行う。 各年齢層に応じた読書に親しむ環境づくりに取り組む。

基本事業	事業	事業概要
4 学校・家庭・地域の連携と協働	地域学校協働活動推進	<p>コミュニティ・スクールの円滑な運営に資する地域学校協働活動推進員の配置の促進や研修の充実により、地域住民や地域の多様な団体等の参画を通じた地域学校協働活動を推進する。</p> <p>主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな子どもが育つよう、学校、家庭、地域が連携した、地域ぐるみの活動を支援する。</p>
5 家庭及び青少年の学習活動の支援	乳幼児期家庭教育学級	育児中の家族に子育てに必要な知識を提供するとともに、参加者間の交流を深め、育児についての悩みや情報を交換する機会を提供する。
	幼児期家庭教育学級	幼稚園、保育所毎に家庭教育に関する学級を開催し、子どもを育てていく中で必要となる心構え、知識、気持ちの伝え方等を学ぶとともに、家族の在り方や地域で子どもを育てていくことについて考える機会を提供する。
	小・中学校期家庭教育学級	学校毎に家庭教育に関する学級を開催し、小・中学校期における家庭教育の在り方やその役割の重要性について認識を深めるとともに、その学習機会を提供する。
	高校生ふれあい体験	子育ての次世代を担う高校生を対象に、子育てについての知識や子育てをめぐる状況を学習する機会を提供する。
	青少年体験学習推進	青少年に自然体験、産業体験、異文化交流等の各種体験学習の機会を提供する。
	世代間交流	伝統文化の伝承活動や地域の実践活動を通して、子どもと高齢者の世代間の交流を図る。
	放課後子ども教室	安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、体験・交流活動及び学習機会の提供を図る。
6 成人の学習活動の支援	成人学習活動促進	<p>市民の多様化する学習ニーズに応えるため関係機関、団体等と連携し、各種学習機会を提供する。</p> <p>活動発表機会を提供し、学習意欲の啓発や生涯学習の普及奨励を図る。</p> <p>各種研修会等を通じて、地域づくり活動の指導者や助言者を養成し、その活用を促進する。</p>

IV 資料編

基本事業	事業	事業概要
6 成人の学習活動の支援	20歳のつどい	20歳を迎える青年を祝い励まし、社会参加の意識を啓発する。
	高齢者学習活動促進	高齢者が心豊かに生きがいをもって生活するために、ニーズに対応した学習機会を提供する。
	世代間交流（再掲）	伝統文化の伝承活動や地域の実践活動を通して、子どもと高齢者の世代間の交流を図る。
	みやこ市民カレッジ運営	公民館、市民交流センター、地域創生センター等の各施設で実施する講座を総合的に「みやこ市民カレッジ」として運営する。
7 生涯学習関係活動団体の支援	生涯学習関係団体育成	生涯学習関係団体の自主的活動を支援するとともに、助言等により、団体の育成を図る。
	生涯学習講師派遣	生涯学習グループの学習活動を支援するため、講師を派遣し自主学習グループの育成を図る。
	出前講座（まちづくりふれあい講座）	市民グループの希望に応じて、市政に関する市職員による出前講座を開催し、市民グループの学習活動を支援する。

3 スポーツ・レクリエーションの振興

基本事業	事業	事業概要
1 推進体制の充実	スポーツ・レクリエーション推進体制整備	宮古市体育協会などの関係団体と連携・協力し、スポーツ・レクリエーション事業を支援するとともに、推進体制の充実を図る。 日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づき、健康寿命の延伸、競技力の向上、ジュニアスポーツの育成を図る。 さまざまな分野のスポーツ・レクリエーションの指導者や団体との連携により多様化するニーズへの対応を図る。
	スポーツ・レクリエーションの情報発信	広報誌、ホームページやSNS等さまざまなメディアを活用しスポーツ・レクリエーションの各種情報提供を行う。
	スポーツツーリズム推進	官民連携による「みやこスポーツコミッション連携会議」や宮古市スポーツ合宿事業費補助金などによりスポーツを通じた交流人口の拡大を図る。
2 活動機会の提供	活動機会の提供	スポーツ教室などを開催しスポーツに親しむ機会を提供する。 市民が運動能力や障がいの有無にかかわらず、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実を図る。
	スポーツ・レクリエーション活動支援	関係団体との連携・協力により、宮古サーモン・ハーフマラソンなどの大会や各種スポーツ教室等の活動を支援する。 トップ選手の試合や一緒に体験することを通じて、スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツの基盤を形成する。
	中学校の休日の部活動の地域移行	中学校の休日の部活動の地域移行に向けて、学校、地域、競技団体と連携した取り組みを進める。
3 指導者等の確保・育成	指導者養成研修	関係団体と連携を図り、研修事業の充実を図り、指導者の育成に努める。
	スポーツ推進委員研修	スポーツ推進委員の資質の向上のため、研修を実施する。
	ボランティアの確保・育成	関係団体等と連携して、各種スポーツイベントを支えるボランティアの確保・育成に取り組む。
4 アスリートの育成強化	スポーツ選手育成強化事業	各団体が行う講習会や実践指導を支援する。 協定締結大学などと連携し全国レベルのスポーツ施設や指導を体験することで選手の育成を図る。

IV 資料編

基本事業	事業	事業概要
4 アスリートの育成強化	大会参加費補助金等	全国大会出場などの好成績をおさめた選手・団体を賞賜金、補助金により支援し、全国レベルを体感することで競技力の向上を図る。
	体育施設の維持管理	ライフステージに応じたレクリエーション活動に親しめるよう、体育施設の適正な維持管理を行う。
5 スポーツ環境の整備	学校施設の開放事業	学校施設開放事業により、小・中学校の体育館等を有効利用し、身近なスポーツ・レクリエーションの場とする。
	スポーツ施設改修事業	老朽化したスポーツ施設について、計画的な改修を行う。

4 文化の振興

基本事業	事業	事業概要
1 芸術文化の推進体制の充実	芸術文化の推進体制の充実	芸術文化団体と連携・協力しながら、芸術文化の推進体制の充実を図る。
	芸術文化の情報発信	広報誌やホームページ、SNS等様々なメディアを活用し芸術文化に関する情報発信を図る。
	心の復興事業	舞台芸術の鑑賞などを通じ、東日本大震災からの「心の復興」を図る。
2 芸術活動の機会の提供	市民文化祭開催事業	宮古市芸術文化協会と連携し、芸術各部門における創作活動の発表の場を提供する。
	市民参画型公演事業の支援	市民参画による公演事業（市民劇、市民芸能祭り）を支援する。
	小学校・中学校団体鑑賞事業	市民文化会館を活用し、小・中学生に優れた芸術鑑賞の機会を提供する。
	中学校の休日の部活動の地域移行	中学校の休日の部活動の地域移行に向けて、学校、地域、芸術文化団体と連携した取り組みを進める。
3 芸術文化の人材育成	一般鑑賞事業	市民文化会館での鑑賞事業や児童生徒への芸術普及のためのワークショップ等を開催する。
	岩手芸術祭巡回美術展	岩手芸術祭に入賞した優れた芸術作品を通じ、芸術文化への理解を深め、創作活動の質の向上を図る。
4 活動拠点施設の整備充実	市民文化会館改修事業	老朽化した市民文化会館について、計画的な改修を行う。
5 文化財の保存・活用	地域の宝さがし事業	各地域にある「地域の宝」の掘り起こしを行い、「地域の宝」をリスト化し、「地域の宝マップ」を作成する。
	近内中村遺跡出土品調査・研究事業	近内中村遺跡の出土遺物について、専門家の学術研究に基づいて価値を定める。
	市史編さん事業	市内に所在する古文書史料や絵図、古写真を収集し、目録を作成しながら整理保存する。古文書史料を解読し、宮古市史資料集を刊行する。
	指定等文化財保存・管理事業	指定等文化財の破損の有無や保存状態を調査・確認し、文化財を適切に保存・管理しながら後世へ継承する。文化財の環境整備を随時行い、文化財の劣化・風化を防止するとともに見学者への利便性を図る。文化財の標柱や説明板などの設置や維持管理、修繕等を推進する。

IV 資料編

基本事業	事業	事業概要
5 文化財の保存・活用	天然記念物調査・保全事業	市指定天然記念物「チョウセンアカシジミ」の生息状況を調査し、生息環境の保全に取り組む。樹木等の指定天然記念物のき損等に対応し保全を図る。
	保存活用計画作成事業	国登録有形文化財（建造物）について、個別の保存活用計画を作成し、適切で魅力ある保存・活用を図る。
	埋蔵文化財調査事業	埋蔵文化財の周知と保護に取り組みながら、各種開発事業に係る調査に迅速に対応する。
	指定等文化財の保存・修復事業	指定等文化財の現況確認調査に基づいて、文化財の修復や保存に必要な措置を計画的に実施する。宮古市文化財保存活用事業費補助金を活用し、文化財所有者の負担を支援する。
	民俗芸能伝承活動支援事業	民俗芸能の踊りや祭礼行事を映像により記録保存する。必要に応じて民俗芸能の道具衣装などの修理・整備や後継者育成に係る費用負担を支援する。国指定黒森神楽の国指定20周年記念事業を開催する。
	文化財関連施設の管理・整備事業	崎山貝塚縄文の森公園及びミュージアム、北上山地民俗資料館及び小国分館の適正な管理と計画的な修繕・整備を図る。増加し続ける資料の保存・管理スペースを確保するため、公共施設の再利用等について継続的に検討する。
	文化財防災・防犯対策事業	市内の文化財に関わる災害危険箇所等を明示する「文化財ハザードマップ」を作成し、文化財の防災意識向上を図る。指定等文化財について、「災害対策マニュアル」を作成し、災害発生時の迅速な対応を推進する。
	文化財データベースの構築・発信事業	重要な文化財について、解説や写真、実測図及び映像記録等を備えたデータベースを作成し、情報発信する。
歴史文化情報発信事業	市ホームページ上での歴史・文化情報の発信やSNSを活用した発信を行う。崎山貝塚縄文の森ミュージアム・北上山地民俗資料館で発行しているパンフレットやリーフレット、施設広報について、内容の充実を図る。	

基本事業	事業	事業概要
5 文化財の保存・活用	埋蔵文化財普及啓発事業	発掘調査の成果である埋蔵文化財調査報告書のデジタル化を進め、ホームページ上で公開し、埋蔵文化財への理解促進や学校教育への活用を図る。
	自然・地質の公開活用事業	三陸ジオパーク推進協議会やみちのく潮風トレイル、かわい木の博物館との連携を図り、地層・岩石などの地質と希少な自然、自然災害碑等を巡る観察会を開催する。
	伝統的な暮らしと食文化の伝承・活用事業	山や海の仕事や暮らしに根ざしたものづくりの技術や素材に関する調査、郷土食と行事等の総合調査を行い、映像記録と共にデータベースを作成する。その成果によって技術伝承者を育成し、技術体験や郷土料理のメニューを開発し、講座等の実施や学校教育での活用に取り組む。
	文化財公開・活用事業	崎山貝塚縄文の森ミュージアムや埋蔵文化財センター、北上山地民俗資料館を拠点とした、企画展示や市内各所での見学・体験事業の充実を図る。市内の観光施設、公共施設等での出張展示・巡回展示などを行う。
	地域連携による「まつり」推進事業	地域や学校、ボランティア、公民館等と連携して崎山貝塚縄文まつり、水車の畑まつり、神楽共演会などのイベントを実施し、地域との連携を推進する。
	ふるさと宮古ネットワーク（仮称）事業	生涯学習や観光、地域振興、ジオパーク等との協議会（連携会議）において、地域計画を推進し、計画の見直しを検討する。
	担い手育成事業	崎山貝塚縄文の森ミュージアム及び北上山地民俗資料館小国分館でのボランティア団体について、研修やボランティア講座などにより活動内容の充実を図るとともに、新規会員を募集する。

宮古市教育振興基本計画 用語集

頁	No.	用語	用語の説明
P 1	※ 1	G I G Aスクール構想	Global and Innovation Gateway for All (グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オール) の略。 「1人1台端末」、通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上する構想。
P 1	※ 2	I C T	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。 情報処理及び通信技術の総称を指す用語。情報通信技術。
P 1	※ 3	教育分野のデジタルトランスフォーメーション	デジタル技術を活用した教育を行うことで、学習の在り方や教育手法、教職員の業務など、教育のあらゆる面において変革を行うこと。
P 1	※ 4	予測困難な時代	グローバル化や情報化が進展する中、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことが益々難しくなっている時代。
P 1	※ 5	格差の固定化と再生産	格差や貧困が世代を超えて固定的に再生産されていること。(社会経済的に有利な環境で生まれ育った子どもは将来的に同様の地位を獲得しやすく、不利な環境で生まれ育った子どもは低学歴や貧困に陥りやすい傾向があること。)
P 1	※ 6	グローバル化	「地球規模」、「全世界的」という意味。従来の国家・地域の垣根を超えて、世界の国々、人々がより緊密に結びつけられるようになること。
P 1	※ 7	Society 5.0 (超スマート社会)	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。
P 1	※ 8	持続可能な社会の創り手の育成	持続可能な社会の実現に向けて、地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育を推進していくこと。

頁	No.	用語	用語の説明
P 1	※ 9	日本社会に根差したウェルビーイングの向上	<p>ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。</p> <p>多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。</p> <p>日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素とのバランスを取り入れ、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングについて教育を通じて向上させていくこと。</p>
P 1	※ 10	宮古市総合計画	本市の将来像やまちづくりの基本的な方向性を掲げた総合的な計画で、施策を推進する際の指標となるもの。
P 2	※ 11	宮古市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、宮古市総合計画との整合を図りながら、宮古市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の目標や根本となる方針を定めているもの。
P 3	※ 12	国立社会保障・人口問題研究所	社会保障や人口問題等について調査研究を行っている機関で、日本の将来人口を公表している。
P 3	※ 13	超高齢社会	65歳以上の高齢者の割合が「人口の21%」を超えた社会。日本は平成19年（2007年）に超高齢社会に突入しました。
P 3	※ 14	危機に対応する強靭さ（レジリエンス）	たくましく、しなやかに、不測の事態や急激な社会変化に迅速に対応できること。
P 3	※ 15	地球温暖化	温室効果ガスが増え過ぎて地球の気温が上昇し、気候が変化する現象。
P 3	※ 16	デジタル人材	最先端のデジタル技術を活用して企業に価値をもたらす人材。
P 3	※ 17	グリーン（脱炭素）人材	脱炭素社会の実現に向けて専門的な知識を持つ人材。

IV 資料編

頁	No.	用語	用語の説明
P 3	※ 18	A I	Artificial Intelligence（アーティフィシアル・インテリジェンス）の略。 人工知能。人のような知的な情報処理を行うコンピュータープログラムのこと。
P 4	※ 19	問題発見力	目の前にある現象や状況から「問題」を見つけ出し、その問題の本質を理解して解決策を導き出す能力。
P 4	※ 20	学習指導要領	全国のどこの地域においても、一定の水準の教育を受けられるように、文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。学習指導要領では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、教科などの目標や大まかな教育内容を定めている。
P 4	※ 21	共生社会	性別、年齢、障がいなど、人それぞれの違いを自然に受け入れ、支え合い、互いに認め合う社会。
P 4	※ 22	社会的包摂	社会的に全ての人を包み込み、誰も排除されることなく、社会に参画する機会を持つこと。
P 4	※ 23	宮古市気候非常事態宣言	本市の豊かで美しい「森・川・海」を次世代に引き継いでいくため、次の3つを宣言したものの。 ①地球温暖化に起因する気候変動の危機的状況について市民と広く情報共有します。②再生可能エネルギーの活用を推進し、2050年までに地域エネルギー供給率100%を目指すとともに、脱炭素社会の実現に取り組みます。③リフューズ（ごみの発生回避）、リデュース（ごみの排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4R運動を推進します。
P 4	※ 24	ゼロカーボンシティ	令和32年（2050年）に温室効果ガスの排出量又はCO ₂ を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら又は地方自治体として宣言し、公表した地方自治体。
P 4	※ 25	再生可能エネルギー	太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなどの、枯渇せずに繰り返して永続的に利用できるエネルギーのこと。

頁	No.	用語	用語の説明
P 4	※ 26	地域内経済循環	一つの地域内で、「生産・販売」を行い、生産・販売で稼いだ所得を地域の住民・企業に「分配」し、分配された所得を用いて地域内での消費や投資に「支出」し、再度「生産・販売」へ還流すること。
P 4	※ 27	宮古市版シュタットベルケ	<p>様々な再生可能エネルギー事業に市が積極的に参画することにより得られる収益を、再生可能エネルギー基金を通じて、地域課題の解決などの財源に活用する仕組み。</p> <p>ドイツの「シュタットベルケ」（自治体出資の公社）の仕組みを参考にしたもので、「シュタットベルケ」は、電力、ガス、上下水道、公共交通等公共サービスの提供を行う。民間企業の事業形態として独立して経営を行い、再生可能エネルギー事業を大きな軸に、得た収益を、収益性の低い他の事業に補填することで、安定的に運営している。</p>
P 5	※ 28	イノベーション人材	革新的な技術や発想により新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす人材。
P 5	※ 29	リカレント教育	学校教育からいったん離れた社会人が仕事で求められる能力を磨く学び直しのこと。
P 5	※ 30	リスキリング教育	職業能力の再開発、再教育のこと。また、企業のデジタルトランスフォーメーション戦略において、新たに必要となる業務・職種に順応できるように、従業員がスキルや知識を再習得するという意味で使われている。
P 5	※ 31	人生 100 年時代	<p>人間の寿命が伸びたことだけではなく、生き方や働き方に大きな変化が出てきたことを表現する言葉。</p> <p>厚生労働省の人生 100 年時代構想会議においては、学校教育だけではなく生涯にわたる学習、若者から高齢者まで全ての人が活躍できる場の創出、元気で安心して暮らせる環境構築などが重要であると位置づけている。</p>

IV 資料編

頁	No.	用語	用語の説明
P 6	※ 32	総合教育会議	地方公共団体の長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う会議。
P 7	※ 33	情報モラル	<p>情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度と捉えることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危機回避やネットワーク上のルール、マナーのことである。</p> <p>生成 A I の学校現場における利用については、令和 5 年文科初等第 758 号「初等中等教育段階における生成 A I の利用に関する暫定的なガイドライン」及び今後の改訂等を踏まえながら進めていく。</p>
P 7	※ 34	特別支援教育	<p>従来の特級支援教育の対象となる障がい（知的障害、自閉症・情緒障害、言語障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱）だけでなく、LD（学習障害）や A D H D（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症を含め、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導や支援を行う教育。</p> <p>LD：Learning Disabilities（ラーニング・ディスアビリティズ）の略。</p> <p>ADHD：Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder（アテンション・デフィシット／ハイパーアクティビティ・ディスオーダー）の略。</p>
P 7	※ 35	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
P 8	※ 36	宮古市公共施設再配置計画（実施計画）	宮古市総合計画の行政運営の効率化施策を推進するための市有公共施設の適正配置に関する個別計画。

頁	No.	用語	用語の説明
P 9	※ 37	シルバーリハビリ体操	高齢者の介護予防を目的に考案された体操。関節の動きや筋力の維持向上により日常生活の動作を楽にできるようにするもので、健康な人から要介護者まで幅広く行うことができる。
P 9	※ 38	スポーツツーリズム	プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組み。
P 9	※ 39	中学校の休日の部活動の地域移行	中学校の休日の部活動を学校単位から地域クラブ活動へ段階的に移行するもの。
P 10	※ 40	宮古市文化財保存活用地域計画	令和元年（2019年）3月に改訂された『文化財保護法』第183条の3に基づき、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として作成。計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）で、本市の最上位計画である「宮古市総合計画」との整合性を図っている。
P 11	※ 41	キャリア教育	将来、子どもが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する教育。
P 11	※ 42	食育	「食」を通じて、健全な食生活を実践することができる人を育てる教育。
P 12	※ 43	いわての「授業ユニバーサルデザイン」	教員としての素養と、学校・学級・教員としての基礎基本を土台とし、子どもを中心に据えながら児童生徒への指導・支援や教材研究、学級経営を行うこと。
P 12	※ 44	心とからだの健康観察	東日本大震災津波による影響の他、日常生活に起因する問題により児童生徒が抱えているストレスの状況を把握するものである。
P 12	※ 45	コミュニティ・スクール	保護者をはじめ、多様な地域の団体や機関の代表から構成される学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールと呼び、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、地域と一体となって「地域とともにある学校づくり」を進める体制。

IV 資料編

頁	No.	用語	用語の説明
P 12	※ 46	津波浸水想定区域内	日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの津波による浸水想定区域内。
P 13	※ 47	宮古市生涯学習推進本部	生涯学習に関する施策を総合的・効果的に推進するために設置された全庁的な市の内部組織。
P 13	※ 48	宮古市生涯学習推進会議	生涯学習に関する施策を市全体で総合的、効果的に推進するために行う民間委員による会議。
P 14	※ 49	ニュースポーツ	技術やルールが比較的簡単で、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的に新しく考案されたり、紹介されたりしたスポーツ。最近ではポッチャやモルックなどが知られている。
P 14	※ 50	総合型地域スポーツクラブ	地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
P 15	※ 51	地域の宝	『宮古市文化財保存活用地域計画』による定義で、指定文化財・未指定・地域資産から構成される有形・無形の文化的資産を「地域の宝」とする。
P 15	※ 52	宮古市総合防災ハザードマップ	地震・津波や洪水・土砂災害など、自然災害が発生した時の避難場所や避難所、浸水等の想定区域などを表示した地図。
P 15	※ 53	データベース	複数の主体で共有や利用したり、用途に応じて加工や再利用したりがしやすいように、一定の形式で作成、管理されたデータの集合のこと。
P 15	※ 54	崎山貝塚縄文の森ミュージアム	平成 8 年（1996 年）7 月に国から史跡として指定された崎山貝塚の保存及び活用を図り、縄文文化をはじめ、郷土の歴史と文化、自然への理解と愛着を深める場を提供するため、博物館法第 18 条の規定に基づき設置し、平成 28 年（2016 年）7 月に開館した登録博物館。
P 15	※ 55	宮古市埋蔵文化財センター	宮古市内の埋蔵文化財の保護、公開、活用及び調査研究に関することを行う組織。

頁	No.	用語	用語の説明
P 15	※ 56	北上山地民俗資料館	平成 6 年（1994 年）11 月に開館。昭和 30 年代から旧川井村内全域で収集されてきた資料を収蔵・展示している。平成 15 年（2003 年）2 月に所蔵する資料のうち、1,345 点が「北上山地川井村の山村生産用具コレクション」として国の重要有形民俗文化財に指定された。
P 15	※ 57	「まつり」行事	ボランティアや地域住民、学校などが参加する実行委員会により、崎山貝塚縄文の森公園で「崎山貝塚縄文まつり」、北上山地民俗資料館小国分館で「神楽共演会」、「水車の畑まつり」が開催されている。
P 28	※ 58	みやこ市民カレッジニュース	広く市民の参加を募る公民館などの各種講座等を掲載した情報紙。毎月 1 回発行。
P 34	※ 59	宮古市社会経験者大学	市内に住む概ね 60 歳以上を対象とした、生活全般について学習する講座。
P 35	※ 60	講師派遣事業	市民の生涯学習活動の普及、奨励を目的に、主体的な生涯学習活動を行うグループに講師を派遣する事業。
P 35	※ 61	まちづくりふれあい講座	市政などに関する理解を深めてもらうことを目的に、市民グループの要望に応じて市職員が出向いて行う講座。
P 36	※ 62	宮古市体育協会	宮古地域のスポーツの振興を図り、市民の体力向上とスポーツ精神の育成を目的に設立された一般財団法人。指導者の育成や各種大会への選手、役員の派遣、スポーツイベントや講習会等を行っている。
P 36	※ 63	宮古市スポーツ推進委員	スポーツ基本法の規定に基づき教育委員会が委嘱する。市民へのスポーツの実技指導のほか、スポーツに関する助言等を行う。

IV 資料編

頁	No.	用語	用語の説明
P 36	※ 64	体育・スポーツ振興に関する協定	学校法人日本体育大学により、地方創生とさらなる社会貢献の施策の一つとして、全国の自治体と連携した事業。協定内容の趣旨は、スポーツや健康づくりの分野における学校・施設での教育研究活動、教職員の交流や指導者の派遣、学生生徒の交流、イベント開催、相互施設利用等、それぞれの有する教育資源を有効に活用して相互利益を図るもの。
P 36	※ 65	みやこスポーツコミッション連絡会議	交流人口の拡大による地域活性化を目的に官民の関係機関・団体により令和元年（2019年）6月に設立。スポーツ合宿の誘致やスポーツツーリズムの推進に取り組んでいる。
P 39	※ 66	岩手県広域スポーツセンター	県民の誰もが、いつでも、いつまでも楽しむことができる豊かなスポーツライフの振興及び、生涯スポーツ振興を実現するため、地域住民が主体となって運営する「総合型地域スポーツクラブ」の創設、育成支援を行っている。
P 41	※ 67	宮古市芸術文化協会	宮古地域の芸術文化の振興を図るため、芸術文化活動を企画し、また個人・団体の行う芸術文化活動に対して支援を行っている。市内の16団体が加盟している。
P 44	※ 68	三陸ジオパーク	ジオパークとは、「地球・大地（Geo）」と「公園（Park）」を組み合わせた言葉。地質・地形など大地や自然・景観の恵みを保全し、教育・持続可能な開発などへの活用を目的として設定された区域。地質・地形から地球の過去を知り、未来を考えて活動する場所（1つにまとまったエリア）。
P 44	※ 69	みちのく潮風トレイル	トレイルとは、森林や原野、里山などにある歩くための道。同トレイルは、東日本大震災からの復興に資するため環境省が設定した、三陸復興国立公園を核とした取り組みの一つ。令和元年（2019年）6月に、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐロングトレイルコースが全線開通した。

頁	No.	用語	用語の説明
P 45	※ 70	近内中村遺跡	近内地区にある縄文時代の集落跡。区画整理事業により縄文時代の遺構や遺物が数多く出土している。
P 45	※ 71	国登録文化財	一定の評価を得て、指定文化財よりもゆるやかな規制により保存・活用を図るため、国や地方自治体が登録原簿に登録した文化財。津軽石に「盛合氏庭園」と「盛合家住宅」、本町に「旧東屋酒造店」の「店舗兼主屋」、「酒蔵」、「質蔵」、計5件が国登録文化財である。
P 45	※ 72	三陸ジオパーク推進協議会	青森県八戸市から宮城県気仙沼市までの3県16市町村で構成する日本最大級のジオパークの推進協議会。宮古市三陸ジオパーク推進協議会が、平成28年(2016年)に設置された。
P 45	※ 73	かわい木の博物館	森林と歴史、文化、生活との結びつきを森のなかで学ぶ「博物館」として、平成18年(2006年)に設置された。川井総合事務所に本館を置き、見学する現地を18の分館と位置づけ、自然保護、生態系や暮らしなどについて学習する。

【参考資料】

計画策定の経過

年 月 日	経 過 ・ 審 議 会 等
令和6年 6月28日	「宮古市の教育振興基本対策について」審議会に諮問、 宮古市教育振興基本対策審議会設置 第1回審議会開催
9月11日	第2回審議会開催
11月19日	第3回審議会開催
12月20日	審議会が「宮古市教育振興基本計画（案）」を答申
令和7年 1月14日	市議会に説明
1月16日～2月6日	パブリックコメントを実施
2月25日	教育委員会議で議決

宮古市教育振興基本対策審議会への諮問

教 総 第 161 号

令和 6 年 6 月 28 日

宮古市教育振興基本対策審議会会長 様

宮古市教育委員会

教育長 伊 藤 晃 二

宮古市の教育振興基本対策について（諮問）

宮古市教育振興基本対策審議会条例に基づき、当市の教育施策の方向性を示す教育振興基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

宮古市教育振興基本対策審議会の答申

令和6年12月20日

宮古市教育委員会
教育長 伊藤 晃二 様

宮古市教育振興基本対策審議会
会 長 岩 船 敏 行

宮古市の教育振興基本対策について（答申）

令和6年6月28日付け教総第161号をもって当審議会に諮問のありました標記について、別添「宮古市教育振興基本計画（案）」を取りまとめましたので、答申いたします。

教育委員会におかれましては、この答申に基づき、宮古市教育振興基本計画を策定され、教育振興基本対策に取り組まれますよう要望いたします。

宮古市教育振興基本対策審議会委員

区分	所属団体等	氏名	備考
学 識 経 験 者	岩手県教育行政連絡会	岩船敏行	会長
	宮古地域づくり協議会	戸由忍	
	田老地域づくり協議会	畠山正広	
	新里地域づくり協議会	久保田将登	
	川井地域づくり協議会	橋本聡	
	宮古市社会福祉協議会	渡部玲子	
	宮古商工会議所	刀澤仁	
	宮古ユネスコ協会	松田和夫	
	宮古市食生活改善推進員協議会	佐々木幸子	
	一般社団法人 宮古医師会	豊島喜美子	
	宮古歯科医師会	昆 亜紀夫	
	宮古薬剤師会	五十嵐 崇	
教 育 関 係 団 体	宮古市校長会	芳賀郁夫	副会長
	岩手県高等学校長協会宮古支会	伊東道夫	
	岩手県立宮古恵風支援学校	藤原淳一	
	岩手県立大学宮古短期大学部	田中宣廣	
	宮古私立幼稚園協議会	晴山純子	
	一般財団法人 宮古市体育協会	上山則夫	
	宮古市芸術文化協会	小野寺文雄	
	宮古市PTA連合会	坂下実穂子	
公 募	元宮古市地域おこし協力隊	福原隆泰	
	NPO法人みやっこベース	八島彩香	

宮古市教育振興基本対策審議会条例

平成 17 年 6 月 6 日

条例第 181 号

(設置)

第 1 条 教育振興基本対策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として、宮古市教育振興基本対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育水準の向上に関する事。
- (2) 教育の機会均等の拡充に関する事。
- (3) 教育環境の整備に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育振興基本対策に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 22 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係団体の役職員
- (3) 公募による者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年6月6日から施行する。

附 則（令和6年条例第23号）

この条例は、公布の日（令和6年6月24日）から施行する。

表紙の写真

うみねこ丸に乗船する宮古市と多良間村の児童生徒
(宮古市多良間村児童生徒交流事業)

宮古市教育振興基本計画
〔2025 - 2029〕

令和7年3月発行

編集・発行 宮古市教育委員会

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

TEL 0193-62-2111(代)

FAX 0193-63-9112

E-mail: kyouiku@city.miyako.iwate.jp

印刷 花坂印刷工業株式会社

〒027-0081 岩手県宮古市新川町1-2

TEL 0193-62-3125(代)

FAX 0193-64-0212